

平成17年第1回防府市議会定例会会議録(その4)

平成17年3月8日(火曜日)

議事日程

平成17年3月8日(火曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	今津誠一君	2番	伊藤央君
3番	松村学君	4番	山下和明君
5番	重川恭年君	6番	斉藤旭君
7番	藤本和久君	8番	弘中正俊君
9番	田中敏靖君	10番	木村一彦君
11番	山本久江君	12番	横田和雄君
13番	平田豊民君	14番	安藤二郎君
15番	藤野文彦君	16番	三原昭治君
17番	高砂朋子君	18番	行重延昭君
19番	原田洋介君	20番	河杉憲二君
21番	河村龍夫君	22番	大村崇治君
23番	佐鹿博敏君	24番	山根祐二君
25番	田中健次君	26番	馬野昭彦君
27番	中司実君	28番	山田如仙君
29番	深田慎治君	30番	久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木建築部長	金子正幸君	都市整備部長	岡本智君
都市整備部理事	谷本勝利君	健康福祉部長	和田康夫君
教育長	岡田利雄君	教育次長	松本孝夫君
水道事業管理者	吉田敏明君	水道局次長	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	大木孝好君

事務局職員出席者

議会事務局長 池田功君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。19番、原田議員、20番、河杉議員、御兩名にお願い申し上げます。

防府市都市公園設置及び管理条例中改正の訂正の件（追加）

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございますが、ここで2月28日、市長から提出された防府市都市公園設置及び管理条例中改正について、本日付をもって訂正したい旨の申し出があります。

この際、防府市都市公園設置及び管理条例中改正の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、防府市都市公園設置及び管理条例中改正の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

防府市都市公園設置及び管理条例中改正の訂正の件を議題といたします。市長からの防

府市都市公園設置及び管理条例中改正の訂正の内容については、お手元に配付いたしております正誤表のとおりでございます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております防府市都市公園設置及び管理条例中改正の訂正の件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、防府市都市公園設置及び管理条例中改正の訂正の件は承認されました。

一般質問

議長（久保 玄爾君） これより一般質問を行います。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので、御了承をお願いします。

これより質問に入ります。最初は19番、原田議員。

〔19番 原田 洋介君 登壇〕

19番（原田 洋介君） おはようございます。梅の花のつぼみもほころび始めました。寒さの中、凜と咲くその姿は非常に美しく、感動させられます。暦の上ではもうすっかり春です。もうすぐ本格的な春もやってまいります。春は新しい命の息吹が燃え出る季節でもあります。この厳しい時代を切り開き、新しい時代の萌芽を。会派息吹の原田洋介でございます。

それでは、通告の順序に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。明快なる御答弁をよろしく願いいたします。

まず1点目、公共施設の管理・運営について、指定管理者制度についてでございます。

平成15年6月、地方自治法の一部が改正されました。これまで公の施設の管理委託は自治体の出資が2分の1以上などの要件を満たす法人や公共団体に限って認められておりましたが、この改正により株式会社などの営利企業やNPO法人など、幅広い民間事業者が議会の議決を経て文化施設、体育施設、社会福祉施設などを管理・運営ができる指定管理者になることができるようになりました。松浦市長は常々、民間にできることは民間でということをおっしゃっておられますが、私もまさにそのとおりだと思っております。この制度の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることです。

指定管理者制度への移行をするためには、条例の整備や指定管理者の選定等の準備作業

が必要なため、改正法の施行後3年間、平成18年8月までは従前の管理委託制度を引き続きとることができる経過措置が設けられておりますが、他の自治体では既に指定管理者制度の条例化を完了し、公募による指定管理者の選定をしているところも多くなっております。

そこで、お尋ねをいたします。この指定管理者制度、条例化など新しい制度導入の準備作業は今どのようになっているのか、また、指定管理者制度に該当する公共施設はどのようなものがあるかお示しいただければと思います。

2点目、教育行政について、「ふるさとの歴史」の時間の創設についてお伺いをいたします。

私たちの住んでいる山口県は、誇るべき歴史を持っております。初代の総理大臣である伊藤博文を筆頭に歴代7人の総理大臣を輩出し、都道府県別でいえば東京都と並び第1位でございます。伊藤博文が学んだのが吉田松陰の松下村塾であります。この松下村塾で学んだ久坂玄瑞、高杉晋作、木戸孝允、山県有朋らは幕末から明治維新にかけて新しい時代を切り開いた人物であるということは、今さらここで説明するほどでもないかもしれませんが。本年、平成17年は東郷平八郎率いる日本海軍が日本海海戦でバルチック艦隊を打ち破り、日露戦争に勝利してからちょうど100年に当たります。日露戦争の英雄としてこの東郷平八郎と並び称されるのが、山口県ゆかりの乃木希典大将であります。しかしながら、現在、公立学校の社会科の教科書において、こういった山口県ゆかりの人物に触れられることは多くありません。

ここ防府市におきましても、古くからの歴史があります。奈良時代に周防の国府が置かれ国分寺も建立されました。中世以降もこの地は栄え、江戸時代には萩往還が整備され、宮市には本陣が、三田尻は水軍の本拠地として栄えました。幕末にも防府は歴史の舞台となります。四国艦隊の砲撃を知り、藩説得のためにイギリス留学から急遽帰国した伊藤博文、井上馨らは、富海から上陸し山口へ向かいました。また、京都を追われた三条実美、土佐藩の中岡慎太郎らも一時三田尻のお茶屋の一画にあった招賢閣に身を寄せるなど、幕末から明治維新ゆかりの人物、史跡など、この防府にもたくさんのもがあります。

私は、歴史教育は自分がどこに生まれ、どう育ち、どう生きてきたのか、そしてこれからどう生きていくのかを考える力を養うものだと思っております。こういったふるさとの歴史、先人の偉業を学ぶことは、ふるさとに愛着や誇りを持ち、自分たちの先達、祖父母、両親、そして地域の人々を愛することにつながっていくものだと思っております。これからの時代を切り開く人材を育成するためにも、学校教育の中で防府市独自のふるさとの歴史を学ぶ時間を創設することを御提案させていただきたく思っております。教育長の

御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 19番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、公共施設の管理、指定管理者制度についてお答えいたします。

これまで公の施設の管理につきましては、公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限り委託することができましたが、議員御指摘のとおり、平成15年9月2日施行の地方自治法の一部改正により、これまでの管理委託制度にかわり指定管理者制度が導入され、民間事業者、NPO法人等が議会の議決を経て公の施設の管理を行うことができるようになりました。この法改正に伴い、公の施設の管理を直営とするか、もしくは指定管理者制度を導入するかについて、平成18年9月1日までに決定することになっております。

したがって、本市におきましては、新たな行財政改革の中でこの制度の導入について検討することとし、昨年9月、職員による研究部会を設置し、本市の52の公の施設について一定の方向づけを行いました。その報告書につきましては、既に議員の皆様にお示ししているところでありますが、今後さらに検討を加えることにしております。

これらの作業につきましては、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲及び個人情報の保護等について検討を行い、6月議会において指定手続等に関する条例及び個別条例の改正の議決をいただいた後、公募を経て指定候補者を選定し、12月議会で指定管理者の決定後、平成18年4月から指定管理者制度の導入を予定しております。当制度により、民間活力導入の選択肢がふえたことから、現在、取り組んでおります行財政改革のさらなる推進のためにも積極的な導入を図ってまいりたい所存でございます。

教育行政についての御質問につきましては、教育長より答弁いたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） ありがとうございます。

地方自治法の改正によるこの指定管理者制度というものは、行政にとってある意味チャンスではないかなというふうに私は思っております。行政にとってチャンスでもあり、市民の幅広い行政に対するニーズというものにこたえることができる、そのような制度であります。例えば民間の導入によって、極端な例ではありますが、24時間使える図書館であったり、会議室であったり、そういうものが実現も可能なわけでございます。

ですから、いろいろといただいた資料、行政内部で調整をされ、いろいろとされている資料を拝見いたしましたけれども、今ある外郭団体にそのまま随意契約を交わすというこ

とは、結局何も変わらないような気もいたします。外郭団体でもいつまでもそういったお役所仕事で、例えばただあぐらをかいて行政から、役所の方から随意契約で管理・運営を任されるよということでは、新しいものというものは何も生まれません。資本主義社会というものは、やはり競争によっていいものが生まれるわけですし、この指定管理者制度の本来の目的というものもそういうものだと、私は認識しております。

例えば、この横浜市の例なんですけれども、横浜市ではすごく今積極的に指定管理者制度、公募によるものを進めておられまして、例えば一つの区民文化センターの指定管理者を選定する際に、幅広く民間の業者を募って競争をさせているわけなんですけれども、そのコンペに文化振興財団が民間のプロダクションとJVを組んでそのコンペに参加したりとか、そういう事例もございます。

しかしながら、そういった競争をさせていくということも大切なんですけれども、これがすごく難しいことなんです、例えばすべて民間に丸投げをしていってしまうということはえてして危険なことでもあります。以前、行政改革の質問をさせていただいたときに、東京の方で保育施設に株式会社が参入、行政の方が保育施設を株式会社に委託をして、営利を求める余りサービスが低下していくという事例もあるというふうなことを紹介させていただきました。

ですから、ここで一番大切なのは選定をする作業、例えばコンペなりしていく作業にしっかりと目で見守りをし、審査をしていかなければならない、精査をしていかなければならないという点であります。先ほど申しました先進地である横浜市では、情報公開も徹底しておりまして、この指定管理者制度の選定のコンペの審査員、そしてその審査会における点数表までしっかりとホームページ上に掲載をされております。これは横浜市のホームページの中に文化芸術ナビというところがありますので、ぜひ御参考にさせていただきたいと思っております。

そして、いろいろな資料の中で直営する予定であるとか、随意契約する予定であるとか、そういうふうなものを書かれておりましたけれども、この際、そういった直営にするにしても、随契にするにしても、管理・運営の体制というものをもう一度しっかりと一から見直していくということをお願いをいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は教育行政について教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 続きまして、教育行政についての御質問にお答えいたします。現在、小学校において行われております「ふるさとの歴史」の学習は、主に社会科や総

合的な学習の時間において取り扱っております。社会科では小学校3年生の「今にのこる昔とくらしのうつりかわり」、4年生の「地いきのはってんにつくした人」などの単元で、古くから残る道具、それらを使っていたころの暮らしの様子、文化財や年中行事、ふるさとの発展に尽くした先人の具体的事例等について学習しています。

さらに、これらの学習をより深めるために、防府市教育委員会では社会科の副読本「のびゆく防府」を独自に作成し、これを活用して授業を展開しております。

また、平成14年度から始まった総合的な学習の時間においても、「勝間の浦人」の演劇や「鬼面太鼓」の演奏など、各学校で地域の特色を生かした取り組みが展開されております。ふるさとの伝統や行事に関心を持ち、それに込められた人々の思いや願いを知るとともに、地域社会の一員として自分たちにできることを考え、実践していこうとする子どもを育てようとしております。

議員御指摘のとおり、「ふるさとの歴史」を学ぶことは地域に愛着や誇りを持ち、自分たちの先達、祖父母、両親、地域の人々などを愛する態度を育てることにつながるものであり、防府市教育委員会といたしましては、今後とも「ふるさとの歴史」を大切にし、防府を愛する子どもを育てる教育を推進してまいります。

なお、「ふるさとの歴史」の時間創設など教育課程の編成については、文部科学省が定めました学習指導要領に基づき、学校長の責任においてなされるものであります。今後も副読本「のびゆく防府」を有効に活用し、各学校において「ふるさとの歴史」を学ぶ取り組みが展開されるよう支援してまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） ありがとうございます。

教育長もおっしゃっていただきました。やはりふるさとをしっかりと学ぶということは重要なことであるということをおっしゃっていただきました。ありがとうございます。まさに私もそのとおりだと思っております。

先ほど御答弁の中でございましたけれども、総合的な学習の時間や社会科の時間の中でそういったものを取り組んでいくということをおっしゃられましたけれども、ちょうどここの1月になりますけれども、文部科学大臣が今の学力低下を懸念して、今後、総合的な学習の時間の見直しを検討していくという方針を発表されております。

ここで御提案をさせていただきたいのですが、ふるさと教育特区として政府に特区申請をされるというのはいかがでしょうか。教育特区というのは、小泉内閣の構造改革政策の一環で、既成の法律などに縛られず教育分野で先進的な取り組みをする学校や地域を国として支援しようというシステムでございます。この教育特区で先進的な事例といたしまし

て、東京の世田谷区の教育委員会では日本語教育特区という申請をして、それが認可されて、新しく「日本語」という教科を世田谷区独自で設置しております。

この日本語教育特区は、教育をすべての原点と考え、語彙や表現能力の不足、日本人としてのアイデンティティーの欠如が著しい現在、物事を熟慮し、次世代を担う人材を育成するために区が教科として日本語創設を特区申請し、認定を受けましたというふうなことが載っておりますが、この日本語教育のねらいとしては、深く物事を考える児童・生徒を育成する、自分の考えを表現する力や他人とのコミュニケーション能力を育てる、日本の文化や伝統の理解を深め、それらを大切にすることを養うということがあります。世田谷区教育委員会では、小学校・中学校一貫9年間、この「日本語」という教科をしっかりと学習するようにしております。このほかにも、日本語の語彙のほかに古典や漢文など、そして中学では哲学、表現、日本文化という3つの領域に分けて指導をされております。

やはり、こういった新しい取り組みによって、ちょっと日本語と歴史というものは若干ニュアンスは違いますが、そういった時間をつくってでも、やはり今の児童がこの防府というものに愛着を持ち、そして誇りを持ち、そしていずれこの防府ですべて生きていきたい、そう思えるような教育を学校でやるべきではないかと、私は常々思っております。

以前から発表されております統計資料などを見ますと、この山口県自体人口の減少率というものは全国でもトップクラスのところであります。特に若年層の流出、これは本当に全国でも1位、2位を争うような、そういったところであります。これからの高齢化社会の中で、若い人たちがこの地域を離れていくということは、そのまま自治体の危機にもつながっていくわけでありまして、ですから、ぜひこういった特区も御検討いただければというふうにお願いをいたします。

壇上でも申しましたけれども、今、私がこの質問をさせていただいた背景というものは、やはり小学校、中学校の歴史の教育というものがまだまだ不十分であるというふうに思っているからであります。平成17年は中学校の教科書の検定の時期でもございますが、現在、先ほどいろいろと説明をいたしました、これは小学校で今使われている教科書でございますが、中身を見てみますと、学習指導要領にも載っていないような人物等たくさん出てまいりますし、これが日本の歴史を紹介する教科書なのかという記述等がたくさんございます。

その中で若干紹介をさせていただきますと、日本の戦後の扱いあたりにいたしましては、写真の中で日本軍と戦うために前進する中国軍であったり、働かされる朝鮮の人々であったり、攻撃されて燃え上がるハワイのアメリカ軍艦であったり、こういったものが写真で

紹介されており、果たしてこれが日本の歴史を子どもたちに教える教科書なのかなということにいささか疑問を感じるわけでございます。

毎回、この時期にこの教科書の問題を取り上げさせていただいておりますが、しっかりと学習指導要領に照らし合わせ、そしてこれを、歴史を学ぶ子どもたちが自分たちの生まれている地域、そしてこの国に誇りが持てるような、そういった歴史教科書をぜひお選びいただくようお願いを申し上げます、今回の質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で19番、原田議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は2番、伊藤議員。

〔2番 伊藤 央君 登壇〕

2番（伊藤 央君） おはようございます。昨日、私の家庭菜園でイタリアンパセリの芽が発芽をいたしました。あれだけかたい種の殻を破り、芽吹く新しい命の力に感動を覚えたわけであります。そして、この厳しい時代を生き抜くためには、既成概念というかたい殻を破り、伸びていく新しい力が必要であると感じた次第であります。決意を新たにいたしました会派息吹、伊藤央でございます。通告書に従い質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

昨年は、日本列島を含め世界各国を多くの災害が襲った1年でありました。我が防府市においてもたび重なる台風の襲来により多くの被害を受けることとなりました。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。その際、行政、消防、自衛隊など、多くの方々に対策に御尽力されましたことに感謝と敬意をあらわすものでございますが、このほかに民間ボランティアの力を有効に活用できておれば、さらに被災者に行き届いた対応ができたのではと感じております。

私の住んでおります小野地区でも、停電のため地下水をくみ上げるポンプが動かなくなりまして、多くの家庭が数日間蛇口から水が出ないという生活を余儀なくされました。すぐ自衛隊の給水車に来ていただいたおかげで、大変助かったわけでございますが、近隣の自家用車を持たないひとり暮らしの高齢者、こういった方は配給場所に水を取りに行くことができないという方も多くいらっしゃいました。近隣の取りに行く手段のない方の水をまとめて取りに行くということで対応をいたしましたわけでありましたが、こういったことがほかでもあったのか、翌日以降、地区内を細かく給水車が回ってくださるようになりました。

しかし、このようなとき、もし電話一本でボランティアの方が駆けつけていただけるといったシステムができていれば、高齢者や障害者の方にとってどんなに心強いことかと感じたわけであります。

1995年の阪神淡路大震災では、地元の方のみならず全国から多くのボランティアが被災地に駆けつけ復旧を支援したことで、この年はボランティア元年と呼ばれております。そのボランティア元年より10年が経過した今日、NPO、NGOと民間非営利組織の活動はさらに活発化しております。昨年の中越地震の被災地におきましても、個人、団体を含む多くの民間ボランティアが積極的に復旧支援に力を注ぎ、また大きな成果を上げております。

私は、防府市においても災害時に迅速な対応が可能となるよう、平時よりボランティア団体、個人に対し幅広く呼びかけ、市民参加型のボランティアネットワークを構築する必要があると考えております。まずは有志の団体、個人の方にボランティアバンクのようなものに登録していただき、その技能、知識、経験、特性によって分類化をし、組織化を図ってはいかがでしょうか。そうして構築したネットワークを生かすために、定期的な講習会、勉強会を開催し、スキルを高め、またネットワークの拡大と強化を図り、災害時に行政とボランティア団体、個人間が力強いパートナーシップを発揮できるよう取り組んでおく必要があるのではないのでしょうか。市としての現在の状況と今後の取り組みについて、1点目の質問としてお尋ねをいたします。

続きまして、2点目の質問でございます。ボランティアの機運が高まっております昨今、もし本市が災害に見舞われた際、多くの災害救援ボランティアが駆けつけてくださることも予想できます。そういった状況で、迅速にボランティアベースのようなものを設置できるよう準備を進める必要があると考えられます。

最近、甚大な被害に見舞われた被災地では、災害対策本部にあわせてボランティアセンターが設置され、ボランティアの受け付けや派遣を行う事例が多いようです。防府市にも社会福祉協議会内に平時よりボランティアセンターがあるようですが、ここでは混同を避けるため、災害時に設置するものをボランティアベースと仮に呼ばせていただきます。

このボランティアベースとは、災害時に行政、警察、消防、自衛隊などと連携し、被災者のニーズをタイムリーに把握し、ボランティアの募集、受け付け、派遣などを一括して行う機能を持った場所です。災害発生時に被災地に集まるボランティアが、被災地の状況を把握せず、また互いに何の関連もなく活動した場合、被災地や被災者にとって適切な支援にならないばかりか、大混乱を引き起こすという場合もあります。適切で効果的なボランティアの派遣を行うため、各ボランティアの技能、知識、経験、特性に加え、ボランティアの動機やニーズを把握し、ボランティアコーディネートを行うといったことが求められております。

そのためには、人と人、人と組織を円滑かつ効率的に結びつける優秀なボランティアコ

ーディネーターの養成に取り組む必要があるのではないのでしょうか。1点目の質問で述べましたボランティアネットワークの構築とあわせて、平時より市広報などを通じ募集や広報を行う等、災害時に迅速にボランティアベースが設置され、より効果的に機能するよう努めてはいかがでございましょうか。市としてのお考えをお尋ねいたします。

以上、災害対策について2点、壇上での質問を終わります。御回答をよろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 災害対策についての御質問の、まず災害時のボランティアネットワークの構築についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年の新潟中越地震におけるボランティアの献身的な活動は、悲惨な被害の中にあって国民に温かな感動を与えたところですが、防府市におきましても義援金の募集など市民活動が積極的に行われ、多額の募金をいただくなど、近年、ボランティア活動への前向きな意識が感じられるところでございます。

御質問の災害時のボランティア活動でございますが、近年、多数襲来している台風災害では、行政及び防災機関等による行政主導の復旧作業で対応しており、ボランティアの活動要請までには至っていないのが現状でございます。

なお、防府市地域防災計画によりますと、市は県ボランティアセンターの協力を得て災害時におけるボランティアの登録を行い、その活動内容も災害時に必要な医療や救援等を行う専門ボランティアと、炊き出しや配送、災害時要援護者の生活を支援する一般ボランティアに区分されておりますが、現在のところ、平成9年に登録されたボランティア名簿を有するのみで、その役割も含め必ずしも整備されているという状況ではございませんが、防府市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されております35団体に働きかけ、研修会の開催等も含め本市の防災計画に沿ったボランティア活動の環境整備をしていきたいと思っております。

また、災害時におけるボランティアベースの設置につきましては、ボランティアを要請しなければならない大規模災害の場合、県の災害救助マニュアルに従い、県及び市の災害対策本部と連携し、県社会福祉協議会内に設けた救援センターでボランティアの募集や登録、現地センターで必要な資機材の提供を行う等の対策がとられることになっております。

今後とも、ボランティアセンター、ボランティアベースにつきましては、関係機関とも協議し、研究してまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（伊藤 央君） 市長より前向きに御検討いただけるという誠意ある御回答をいただきまして、大変ありがとうございます。

ここで、少し他市の事例を紹介させていただきたいと思うんですが、横浜市では横浜災害ボランティアネットワーク会議というものをつくっております。これは先ほど言いました阪神淡路大震災の翌年、1996年に設立されたものでありますが、79のボランティア団体、組織、グループ、それに加え数名の個人会員というものが加盟されておられます。団体間の交流、情報交換、それから災害時に適切な支援を行うための研修や訓練、状況に応じて効果的な支援プログラムの開発、それを実施できるコーディネーターの養成などを行っておるようでございます。

3つの委員会をつくっております、事業委員会、研修委員会、事務局ということで、事業委員会では災害ボランティアシミュレーション事業というものを担当しております、地域のボランティアグループ等と連携しながら炊き出しの訓練または物資輸送訓練、災害時を想定しての避難訓練を行っております。

また研修委員会では、災害ボランティアマップ作成事業という事業を行っております、コーディネーター相互での情報交換、交流を深める目的でマップづくりを行っております。事務局は会員拡大、組織拡大の広報等を行っておりますところでございますが、このような取り組みを積極的に防府市でも行っていただければと思っております。

天災は忘れたころにやってくると申しますけれども、忘れる間もなくやってくるという昨年の台風のような事例もございます。いつ我が市を襲うともわからない災害に対して、十分な準備を行っていただくとともに、災害時にはボランティアの善意が有効に生かされるように早急に取り組んでいただきますよう御要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で2番、伊藤議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は10番、木村議員。

〔10番 木村 一彦君 登壇〕

10番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

まず最初に、障害児など特別な教育的支援を要する児童・生徒への教育についてお尋ねいたします。

3カ年の期限を区切って行われた国の緊急地域雇用創出特別基金事業が、平成16年度をもって終了し、この4月からは交付金が打ち切られます。防府市はこれまでこの制度を

活用してさまざまな事業を行ってまいりましたけれども、とりわけ知的障害を持つ児童・生徒やA D H D、注意欠陥多動性障害などの児童・生徒のための補助教員の雇用に力を入れ、さきの12月市議会での同僚議員の質問に対する教育長の答弁では、22名を雇用しているとのことでございます。

国の事業の打ち切りによってこの雇用がなくなることが心配されたわけでございますが、先日発表された新年度予算案では、これにかわる新規事業として、学校支援員派遣事業に1,000万円が計上されております。国の交付金が打ち切られる中、単独市費による事業の推進を決められたことには敬意を表しますが、これまで約2,870万円が充てられてきたことからみれば、大幅な縮小の感は否めません。

12月市議会で教育長は、このような子どもたちのために、また同時に他の子どもたちの学習を保障するためにも、来年度以降も特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育を重視する必要があると答弁されておりますが、事実、知的障害や学習障害を持つ子どもたちの教育は、障害のない子どもを含むすべての子どもたちの発達と成長を図る上でもますます重要になってきております。特に近年では、障害の状況に応じたきめ細かい指導、援助と教育の実践が進んできておりまして、適切な教育がなされれば子どもたちの社会性や学習能力が驚くほど発達することがさまざまに実証されております。まさに関係者の努力と現場の体制の充実にかかっていると申しても過言ではありません。

そこで、お尋ねいたします。新年度から行われる学校支援員派遣事業の内容はどのようなものか。雇用される人たちの資格や待遇、労働条件、仕事の内容及び人員と配置の計画について具体的にお答え願いたいと思います。

次に、索道事業について質問いたします。

昨年10月、平成10年度から7カ年をかけて進められてきた大平山山頂公園が完成、市民の憩いの場として、また自然を満喫できる観光スポットとして新しいスタートを切りました。市は山頂公園開園の特別イベント事業として、10月から11月の2カ月間、ロープウェイの大人往復乗車賃1,000円を半額の500円に割り引いたところ、乗客が大幅にふえ、運賃収入も飛躍的に伸びました。10月を前年、平成15年と比べますと、有料の乗客数は6,830人で、前の年の954人の実に7.2倍、運賃収入は328万1,000円で、前の年の91万5,000円の3.6倍、同じく11月を前の年と比べますと、有料の乗客数は6,134人で、前の年の1,061人の5.8倍、運賃収入は291万3,000円で前年の96万7,000円の3.0倍と飛躍的に伸びております。

ところが、割引期間が終わった12月は、有料乗客数は622人で前年比2.4倍、運賃収入は56万2,000円で前年比2.3倍、またことしの1月は、有料乗客数は

846人で、前年より落ち込みまして前年比53%、運賃収入も同じく80万4,000円で前年比52%とがくんと落ち込んでおります。もっともことしの1月は雪が大変降りましたので、この影響が大きかったかとも思われます。

オープン直後の物珍しさがあるとはいえ、このことはロープウェイの料金を下げれば、利用者が大きくふえることを示しています。確かに大人往復1,000円という現在の料金は、一般市民や観光客にとっては大きな負担であり、家族連れで乗れば数千円になるので二の足を踏まざるを得ません。山頂までの自動車道が整備されたとはいえ、車を運転しない人も多く、また子ども連れなどロープウェイを楽しみたいという人も少なくありません。市民の中にもロープウェイそのものの人気は根強いものがあります。

現在、索道事業は年間数千万円の赤字を生み、その存廃についての議論も盛んになっておりますが、将来の問題はさておき、現在ある施設を有効利用するためにも、この際料金を思い切って引き下げて、利用者の増加を図るべきではないでしょうか。まして、8億6,000万円もの巨費を投じて建設した山頂公園を自動車利用者だけのものにせず、もっと多くの人々の集う場所にするためにも、このことは必要だと考えます。当局のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

最後に、史跡保存について質問いたします。

中関西泊の突端、海に面した岩場に「中根市之丞の墓」という墓碑が建っているのを御存じの方は少ないと思えます。これは文久3年、すなわち1863年8月、同所沖の船上で幕府直参七千石の旗本・中根市之丞らが奇兵隊の隊士らによって惨殺されたことを悼んで、大正2年に毛利家の賛助のもと中原邦平氏や秋良朝之助氏らの献身的努力によって建てられたものであります。ところが、平成11年9月24日の台風18号によって墓碑への途中にある防波堤が決壊し、その復旧工事で外海側に大型のテトラポットが設置されたために、墓碑への通行が極めて困難となり、現在では訪れる人もほとんどなく、せつかくの記念碑が荒れるに任されている状態であります。この状態に心を痛めた中関在住の石田恭一さんが改めて史実を掘り起こし、「防府・中関沖事件 中根市之丞物語」として地元紙に連載した後、本にまとめられたので目にされた方もあるのではないのでしょうか。

中根市之丞は、1863年5月の長州藩によるアメリカ軍艦の砲撃に端を発した攘夷戦争に際し、幕府の使い番として長州藩を詰問するために派遣されてきたのでありますけれども、逆に高杉晋作らに反撃され、そればかりか小郡町の現吉南信用金庫のところにあつた三原屋という旅館で暴漢に襲われて従者3名を殺され、3日後にはみずから幕府の軍艦朝陽丸に乗り込んで江戸に帰ろうとする途中、中関沖で船で追いかけてきた者たちによって小船の上で暗殺されたものであります。当時27歳の若者だったそうであります。

当時は敵味方の間柄だったとはいえ、戊辰戦争で新潟方面まで攻め入った長州兵の菩提が地元の人たちの手で手厚く供養されていることを思えば、石田さんの言われているように、その墓碑を手厚く保護し、この歴史的事件の記憶を長くとどめておくことは必要ではないでしょうか。小郡町の場合は、三原屋旅館跡地に説明板が建てられ、有志によって毎年墓地の清掃などが行われており、町当局もこれを助成しているようであります。台風などによって逸失してしまう前に、人が立ち入ることができない現在地から近くの市有地などに墓碑を移転し、これを保護するお考えはないかどうか、お尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 10番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からはロープウェイの利用改善についての御質問にお答えします。

大平山ロープウェイの利用状況は、年間を通じて最も多い月はつつじまつりが開催される5月でございますが、昨年10月に大平山山頂公園が整備され、新しい市民の憩いの場としてオープンし、たくさんの方がロープウェイを利用されました。運賃の改定は平成2年度に大人往復820円、子ども往復420円でありましたものを大人往復1,000円、子ども往復500円に引き上げて現在に至っております。

しかしながら、より多くの市民の皆様にご利用いただくため、現在、年間を通じてさまざまな優待サービスを実施しています。優待サービスの内容は、保護者同伴の市内小学生以下の子どもさんは無料、70歳以上の高齢者の方には無料乗車証の発行、市広報に掲載しております夏期市民サービス券、これは6月でございますが、夏期市民サービス券、及び11月、12月用として冬期市民サービス券の発行、防府市観光協会会員の半額割引など、運賃の優待割引サービスをいたしております。

これらの優待割引サービスについては、今後もさらにPRに努めていきたいと考えております。特に、防府市観光協会の会員証は市内各観光地の割引サービスもあり、さらにロープウェイ乗車割引にも利用できますので、ぜひ防府市観光協会の会員に入会していただければと存じます。また、第3日曜日家庭の日に、市内の親子が楽しいひとときを過ごしてもらえよう、大人の料金割引を検討しているところでございます。

なお、こうした優待サービスに加え、通常運賃の引き下げをすることは索道事業の経営状況を考えれば厳しいものがあり、現行運賃を継続したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

今後、市民の皆様はもちろん、市外の方々にも利用していただけるよう、大平山山頂公

園で年齢層に合わせた四季折々のイベント等を開催し、魅力ある観光施設として利用者の増加に結びつけてまいりたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育委員会より答弁いたします。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） それでは、再質問させていただきます。

産業振興部長にお尋ねしますが、今、市長の答弁にもありましたように、夏期市民サービス期間というのがありますね、6月中ですね、6月1日から6月30日まで。それから冬期市民サービス期間というのがありまして、これは11月、12月、2カ月間、いずれも大人1,000円を600円に割り引くというサービスであります。この夏期と冬期のサービスが始まったのはいつなのか。それをまずひとつちょっとお答え願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） まず、夏期市民サービスの開始でございますが、平成12年から開始しております。冬期市民サービスの方でございますけど、これはちょっと古く、昭和57年から実施しております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 冬期の方はずっと以前からですので比較がちょっとできないと思いますが、夏期市民サービス、6月中ですね、これは平成12年から始めたということですので、このサービスを始める前と後、つまり平成11年の6月と平成12年の6月の利用者の、乗客の状況はどうだったでしょうか。わかれば教えてください。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、平成12年から夏期市民サービスを開始しましたけども、前年の平成11年の6月でいいますと、乗車利用数が722名でございます。夏期サービスを始めました平成12年の6月では、1,150人の方がロープウェイを利用されていらっしゃると思います。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 今、お答えにもありましたが、やはり料金を割り引けば利用客がふえるというのは、これはもう歴然たる事実だろうと思います。私の周囲にもたくさん、いろいろ聞いてみましたが、1,000円というのはちょっと高いと、壇上でも申し上げましたが、家族連れ、子ども連れで行くと二、三千円になるということで、なか

なか今の経済状況の中ではこれ利用しようということにちょっと二の足を踏む。しかし、子どもたちを楽しませたい、またみずからも楽しみたいという意味ではロープウェイに乗ってみたい、車は運転できるけれども乗ってみたいという人は随分おるようであります。

そういう意味では、壇上でも言いましたが、今の半額ぐらいに例えばしたとすれば、利用客が大幅にふえることは、私、間違いないと思います。そしてまた、そのことに伴っていわゆる運賃収入もふえてくる、半額にしたにしても総売り上げはふえてくるんじゃないか、こういうふうに思うんですね。これはあくまで予測ですからわかりません。やってみないとわかりませんが。今までの経過から見ると、これは確かなことじゃなかろうか。

市長は、経営的な感覚を市政運営にも取り入れるということをよく言われていますが、私は商売の素人でよくわかりませんが、よく「損して得とれ」という言葉がありますよね。だから、採算が悪いから値上げをするというのは、これ下策ですね、やっぱり。もっと料金を上げて収入をふやそうというのは、これ上中下の下策の方だと思います。私はそれよりも料金下げても、損をしても総体的に乗客がふえ運賃収入がふえれば、これ上策じゃないかというふうに思います。そういう点で、市長のお考えをちょっとお伺いしたいんですけど、どうですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） これはまさに感覚の相違がいろいろあるかと思います。私は料金が例えば1,000円であったと。それを例えば800円なら800円に下げたと、仮に仮定した場合ですね、あるいは600円でもいいんですよ、下げたとする。下げた当初は「おっ、安くなったか」と、こう思うのは人情だと思うんです。さりとてロープウェイ、しょっちゅうしょっちゅう利用しているわけではないわけで、したがって特定なときに割引という形をぱんと出すと、1,000円が600円になったということ、そのときに割安感というものはぱんと響いて、そのときは利用されるであろうと。

私は商売人の感覚で考えますと、平成2年から現在の値段になっておるものは、本来いろんなものの料金からいけば、とっくの昔にもっと上がっていてしかるべきのものがずっと抑えられてきておるわけですから、約15年間にわたってですね。約15年間にわたって抑えられてきているものを上げるのならともかく、下げるという行為は今やるべきではなくて、その分いろいろなイベントを利用し、あるいはそのときに合わせてタイムリーに値段をちょっと割り引くというような形でやっていくことが、まさに去年の10月のあの爆発的な利用につながったと。私はそのように考えているわけでございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 商売人としてどちらがすぐれているかというのはさておきま

して、私はこのことを提案するのは、やはりこれは市長が言われていることとある面では共通の面があります。つまり、今、市が持っている資産、このロープウェイという非常に特殊な資産、山口県内でも珍しくなってきた。これをやっぱり今ある限りは有効に使う。いわば乗ってもらって何ぼという、たくさんの人たちに乗ってもらわなければ幾らすぐれた資産があってもだめなんです。それからまた、山頂公園もせっかくあれだけの金使ってつくったんですから、これどんどん人が来てもらわなければ困る。そういう意味で、採算面でも私は好転すると確信していますけれども、この辺は市長と見解違いますが、たとえ百歩譲って採算面ではよくなるにしても、それだけたくさんの人が乗れば、利用すれば、これ持っている資産が生きるということを言いたいわけです。

そういう意味で、今、この議会でも先般からロープウェイの存続問題が再燃しておりますが、この問題はやはりこういうことをやって、努力してみて、そうしてその結果を見て、これはどうにもならんということになれば、これ存続か廃止かという問題も出ると思うんですが、私はそういう点では努力がまだ足りないし、多くの人にもっと乗ってもらおうということやってみる、検討してもらう必要が、余地があるんじゃないかと思っておりますので、その辺市長、ちょっと余地があるのかないのか。全然余地がないならこれはまた話が違いますけど、どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 壇上でもちょっと申し上げましたが、家庭の日は何とかまた考えたいなと思って 第3日曜日でございます。現行でも小学生以下の子どもさんをおじいちゃんとおばあちゃんが、あるいはお父さん、お母さんが行かれれば……。おじいちゃん、おばあちゃんと子どもさんが行かれれば、全員ただですよ、現行でも。そういうふうに割引の制度がいろんな形でございます。

それから、観光協会の会員、これはたしか普通会員が1人1,200円じゃなかったかなと記憶しているんですけども、1,200円で観光協会の会員になっていただくと、ロープウェイは半額になる、そして毛利博物館の毛利庭園の入園料、あるいは博物館の観覧料、あるいは市内のいろいろな食堂等々での割引、販売所での割引制度とかございまして、1,200円は軽く元が取れる観光協会の会員という制度もございますので、私どもがもっと真剣になって市民の方々あるいは近郊の方々にPRを、それも経費をかけないでPRをしっかりとしていくことによって、議員の御指摘のロープウェイという防府市の立派な資産を活用していけるように努めることが、今、課せられた急務ではなからうかと、安易に値段を引き下げただけでほかの作業を怠る方がむしろ怖いのではないかと、このように私は考えておりますので、御理解をいただけたらと存じます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） その辺は最後までちょっと見解が違いますが、例えば県内では宇部市のときわ公園、これ観光スポットとしても大変有名です。入場者も大変多い。ここはかつて市民だけには優待券を出しておりました。市民の入園はただです。その他の人たちは有料ということになっていましたが、何年か前からはこれも全部無料になりました。その結果かどうか知りませんが、最近ではもう観光バスも随分行きますし、県内外にときわ公園の名前というのは広く知れ渡ってたくさんの人たちが行っています。

防府市もある面では市の観光、史跡発掘や観光ということでは、市の発展の一つの道としてこのことを言われております。そういう意味では、私はさっきも言いましたが、本当に観光資源を生かすということでは、本当に多くの人に乗ってもらうことをまず考える。「損して得とれ」と、また言いますが、そういうことをぜひ考えていただきたいということで、この問題ではこれで終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は1の特別な教育的支援について、及び3の史跡保存について、教育長の答弁を受けます。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 教育的支援を要する児童・生徒への補助員についてお答えいたします。

まず、学校支援員派遣事業の内容についてですが、この事業は市内小中学校の特殊学級や通常学級において、支援が必要な児童・生徒が安全で落ち着いて授業が受けられるように生活面での補助を行うとともに、他の児童・生徒の授業にも配慮できるようにするためのものがございます。

補助員の資格については特に求めていませんが、学校教育に熱意と関心があり、児童・生徒に対して愛情を持って接していただき、個々人の秘密が守れる方を雇用いたします。勤務時間につきましては、月曜日から金曜日まで1日5時間で、年間190日の勤務とし、時間単価700円でございます。時間単価は市で雇用する臨時職員と同額となっております。勤務時間の5時間につきましては、支援が必要な児童・生徒は個々によって支援のケースが異なりますので、該当校と教育委員会で協議を行い、最適な時間設定を行い実施いたします。なお、新年度の補助員の配置につきましては、小・中学校の特殊学級及び通常学級へ合わせて15人を予定しております。

史跡保存につきましての御質問には、教育次長がお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） まず、人数の配置の問題ですが、小・中学校合わせて特殊学

級と通常学級に15人とおっしゃいましたが、この細かい内訳、例えば小学校の特殊学級に何人、通常学級に何人、中学校の特殊学級に何人、通常学級に何人、これをお答え願えますでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。今、壇上からもお答え申しましたが、新年度に入ってまいります児童・生徒の障害の程度がございますので、それを勘案する中でこの小・中学校別、あるいは特殊学級、通常学級への配置を考えたいと思います。現段階ではちょっと無理な面がございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 学校の運営上のこともあると思いますので、細かい数字は言えないということである程度理解できますが、そこでお尋ねしますけれども、これまでは全額国の交付金でこれやっていたわけですね。今回1,000万円、市単独市費で出すということで、これは市長以下決断されたんだと思うんですが、その辺は評価したいと思いますが、しかし、現状はこれでは本当に困るという声が保護者の方々から上がっています。

なぜ現状では困るかということ、例えば今、特殊学級に入っておられる知的障害を持っておられる子どもさんたち、それと通常学級に入っているけれども、ADHDと略称して言いますが、要するに注意欠陥多動性障害といえますかね、なかなか普通のお子さんと一緒にできない、勉強できないと、こういう大きく分けて通常学級におられる軽度の欠陥障害、こういう方たちとそれから特殊学級におられる障害の方々。この二通り、大きく分ければあるわけですが、最近ではこういう学習障害、LDとかADHD、注意欠陥多動性障害、こういう人たちももっと見ていこうと、こういうお子さんたちも見ていこうということで対象が広がっているわけなんですよ、この障害教育に関してはですね。今までの5倍ぐらい対象が広がっているとされています。そういう意味では、それ自体もっと教員をふやさなければいけない、そういう状況があるわけですね。

ところが、逆に今度、今まで22人おられた方が15人になってしまうと。それから、今までは教員資格を持っておられる補助教員を採用していたわけですが、今回は教員資格は要らないということになってます。ただ、こういう障害児教育というのは、私も門外漢ですが、いろいろ聞いてみますとやはり専門知識を持った、あるいは専門の経験を持った指導者がいないと難しい。そしてまた逆に言えば、専門知識を持ち工夫、努力をされた現場では、見違えるようにやっぱり発展していくと、子どもたちがですね。初めは本当に能力が低かったのがどんどん発展していくという事例もたくさんあります。

そういう意味では、人数の面でも、それから充てられる人材の資格の面でも、私は現状

から逆行していく事態にあるんじゃないかと、はっきり言わざるを得ません。市の決断は高く評価しますけれども、このままでは困るという現場の声は非常に先生方からも、父母の方々、保護者の方々からも大変高く、強く上がっています。そういう点について教育長、現状をどう考えられるか、お答え願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、木村議員さんの御指摘がございましたが、現実はそのとおりでございます。来年度15名の補助員といたしますが、補助に当たる方の配置が可能になってきたわけでございますが、これはあくまでも専門の正式な免許を持った教員が指導する、その教育の場の補助をしていただくということでございますので、免許を持っていらっしゃるものが、それにこしたことはございませんけれども、先ほど申しましたように、教育に対する愛情とか、あるいは障害を持った子どもたちに対する愛情とか、あるいはプライバシーが十分に守れるという方であれば、チームを組んで授業を展開していくわけでございますから、その辺の心配はされなくてもいいんじゃないかと思えます。もちろん、免許を持って、専門家であることにこしたことはございませんが、そういったふうな見解を持っています。

それから、15人という人数でございますけれども、これも明らかに現状の子どもたち、障害を持っている児童・生徒の数を考えますと足りないわけでございますが、このたび市の状況も十分に理解した上で最後までお願いをして、ようやくここまで認めていただいたわけでございますので、いただいたこの15名を最大限に活躍していただく場面を今からつくっていくのが我々の使命であろうかと思っています。

したがって、市費で対応していく、これについては市のいっぱいいっぱいの御配慮の結果でございますので、これをありがたくお受けしながら、次のまたいろんな方法を考えてまいります。その方法は県の方もいろいろと細かい指導を展開するということで指導体制の見直しがされてきております。これも今から、我々が視野に入れながらこの人的な配置についても工夫をしてみたいと思いますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 実は、多くの保護者の方々、これが緊急地域雇用創出事業という難しい、期間を区切ったお金でやられているというのは全く御存じなかったんです。3年前に比べますと、この事業が始まる前に比べると、大変この間、この3年間で進んだというふうに喜んでおられたんです、実は。それ以前は、例えば七、八名のお子さんに教員が1人しかついてないというようなところもあったようですし、それからいわば下校時

間も普通のお子さんより早く帰られるというか、居場所がないといいますかね、早く帰られる、こういう状況が普通だったようです。しかし、この緊急雇用で補助教員をつけていただいたために大変進歩したというか、よくなったというふうに喜んでおられたんです。特殊学級もふえましたし、大変充実してきたわけなんです。

障害児教育というのは、何も障害を持っているお子さんだけのことじゃありません。我々人間社会は常にそれぞれに個性があるように、それからそれぞれ体の特徴があるように、健常者と障害者というのも、これ一つの個性なんですね。だから、障害を持っておられるお子さんの教育が、あるいはそれに対する社会の目が本当に温かくなければ、社会全体も温かくなならない、成長しない。そういう関係にあると思います。学校の中でも、子ども同士の社会でそういうことが言えると思うんですね。お互いに自分とは違う個性を認め合うということで、子どもたちの視野が広がっていく、成長していく。そういう全体の中での必要な教育です。

そして、この教育というのは健常者と違って確かに手が要ります。それはもう障害のありようや、それから程度が一人ひとり全部違いますから、極端に言えばマン・ツー・マンで一人ひとりのお子さんに対しての適切な教育がなされなければならないんです。ところが、現状はそうはいきませんから、3人に1人の教員がついたり何かということやっているんですけど、本当に一人ひとりのニーズにこたえるようなきめ細かな対応がとられないと、子どもたちは発展していかない。また逆にそれがとられれば、本当に先ほど申しましたように成長が驚くほど進む、そういうことでありますので、これは私はぜひ……。

確かに市の単独市費で1,000万円というのは大変な負担だとは思いますが、先ほど教育長も言われたように、これは国や県にももう少し要望していってもらいたいし、それから市でも今後このまま現状でいいというふうには、私は思っておられないと思うので、何とか改善の方向を見出してもらいたいというふうに思うんです。

ちなみに、他市の例を出すのも余りあれですが、例えばお隣の山口市はこの緊急雇用を使わなかったんです。この特殊学級の補助教員については、最初からもう単独市費でやったんですよ。だから、今回の打ち切りの影響はなかったんです。なかったんですが、山口市に聞いてみますと、平成16年にはこの補助教員、もちろん教員免許を持った人たちです。これ13人雇用していたそうですが、新年度、平成17年度はさらにこれを倍以上に、30人雇用するというんです。だから、小学校が22人、中学校が8人、こういうふうに充実していくということを山口市はやっているんですね。

私は、そういう面からもぜひこれはこのままに終わらせないで、何とか各方面にも働きかける。また、市も努力してもらおうということやってもらいたいと思うんですが、教育

長、どうですか。将来的な方向というか、決意といいますか、その辺はどうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、議員御指摘がございましたけども、県あるいは国に対する要望を強めてまいります。特に県の方ではこの新年度の予算編成に間に合わなかったことの制度が一個あるわけがございます。また、児童・生徒の障害の程度等の全体の姿がわかってまいりましたら、再度また御提案を申し上げてお願いすることがあると思えますけども、そういったこともひとつ視野に入れながら、一人でも多くの教員あるいは指導の補助をする方々を配置しながら、障害を持った子どもの学習権の保障と、あわせてその学級にいる他の児童・生徒の学習権を保障すると、二面性を持った中でこの人的な配置について努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は史跡保存について、教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 御質問の中根市之丞の碑の移転についてお答えいたします。

先ほど議員申されましたように、中根市之丞の墓碑は大正2年、1913年、有志によって中関の西泊の海岸に建立されました。昭和25年9月、キジア台風によって転倒し、中関在住の篤志家故内田隆三さんが自費で復元されまして、現在に至っております。

また、平成11年、1999年9月24日の台風18号により、墓碑に行く途中の防波堤が決壊し、その復旧によりテトラポットが配列されましたけれど、現地に赴くことが非常に困難な状態になったことは事実でございます。

議員御要望の墓碑を市有地に移転し、慰霊・墓参ができるようにすることも考えられますが、史跡としての保存を考えますと、往時の状況がほうふつできる現在の場所が一番適地であると思っております。なお、今後この墓碑の保護・保存については、各方面の意見を拝聴しながら、調査・研究してまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 教育委員会は、この中根市之丞の墓に実際に行ってみられたことありますか。ちょっとお尋ねします。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 私も議員がおっしゃいましたローカル新聞を見まして、写真では見ておりました。現実に行ってみました。アクセスが大変だなということは、先ほど申しましたように、大変厳しい状況にあるというのは理解しております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） これ行ってみられたらわかりますけれど、場所は西泊のマリーナがありますね、あれからさらに沖に出るんです。マリーナの横に突堤があります。突

堤を今までは越えて行けよったんですけど、その突堤の外側にテトラポットがずらっと配置されたんですよ。そのテトラポットの間を、それこそ、はってくぐり抜けていかないと行けないんです。それようやくくぐり抜けたと思ったら、今度は岩場です、ごつごつの岩場。岩場を歩いて大分歩きますと、岬の突端にこの墓が建っているんですよ。これはもうなかなか尋常では人は行けません。しかも、これ大変な波打ち際に建っていますから、通常時でも満潮の大潮のときなんか、私は潮をかぶるんじゃないかと思います。台風なんかあると、これよく今日まで残っていたなと不思議なぐらいです。台風でもう流出してもおかしくない場所に建っています。

教育委員会が言われますように、当時の面影があるところがいいと言われますけどね。当時の面影というなら、私に言わせれば船の上ですから。船の上で殺されたわけですから、海上に建てなければ当時の面影はないんですよ、そういう意味では。だから、そんなことを言わないで、やはりちゃんと人が通えるところへ移していく。

しかも、この事件というのは、専門家に言わせれば戊辰戦争、明治維新の一つの大きなきっかけにもなった事件なんです。余り知られておりませんけれど。こうして幕府が、長州藩が勝手に外国艦隊を砲撃したことを詰問しに来たんですけど、高杉晋作らがそれをもうめったために論駁して追い返す。追い返すだけでなしに実際にはこれを殺してしまうというような事件でした。

現在、その子孫の方もまだ御健在で、4代目ですか、東京の市谷にもおられますし、千葉県にもおられるそうです。こういう歴史的な事件をまずやっぱり記念して、これを荒れるに任せるということに、そしてやがては消失してしまうということのみすみすわかっていながら放置するということは、私は防府市の名誉としてもこれは見逃しできないなというふうに思うんです。ましてや、私たち「歴史と文化の町」と言っているわけですから、そういうことではぜひちゃんとしたところへ、人が通えるところへ移すというのは人情じゃないでしょうか。

私、実は数年前に行政視察で新潟の長岡に行きました。ここでいろいろ歴史の話も聞いたんですけど、ここでは随分長州との戦いで多くの方が亡くなっています。もちろん長州の人もそこで戦いの中で倒れています。この長州の人たちの墓もちゃんと建っていて、今でも地元の人たちが手厚く供養しているそうです。それ聞いて、私、まことに申しわけないなという感じもしたんですけど、それに比べて余りにちょっと冷たいんじゃないかというふうにも思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 今、碑の位置だったら本当は海の中じゃないかということ

でございますけれど、やはり佐波島と西泊、この海峡の中で船の上で暗殺されたという事実でございます。大正2年に有志によって50周年に墓が建立されたということでございますが、なぜあそこが選ばれたかと思うに、やはりそのロケーション、位置というのが非常に重要であったのではないかと考えております。

ですから、今、我々が考えなければならないのは、何かいいアクセスの方法はないだろうかということをしていまして研究させていただきたいなと、このように思っております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） これは、町田明広さんという歴史研究家がおられます、東京におられる方ですが、「山口県地方史研究」という雑誌に「幕末長州藩における朝陽丸事件について」という論文を書いておられます。この方が一昨年、現地を見てみたいということでこっちへ訪ねてこられたそうです。この方は船橋市に住んでおられる方です。山口の文書館でもそれなりの収穫を得、また小郡の泉福寺というところに、これちょっと写真小さいですけど、こういう町当局が説明板をつくっております。そこも訪ねているいる収穫もあったと。さて、いよいよ本拠地である防府市に来て、防府市のある部署に尋ねたら「そういうものはわからん」と。「そんなものは聞いたことがない」と。こういう御返事があったというので驚き、あきれて帰られたということなんですけれど。

事ほどさように、専門家の間では非常に重視されているこの事件とこの碑、これが本家本元の地元では非常に軽視されているというふうに外からも思われているという点では、私は非常に残念でなりません。

先ほどから当時の面影を残しているところへ建てるのが一番いいということですが、そんなこと言ったら、今の市内にあるいろんな記念碑、その事件のところに建っているかというほとんど建っていないんじゃないでしょうか。だから、そういうことを言わないで、私に言わせればそれはへ理屈だと思います。やっぱりちゃんとした、手前に市有地が幾つもあるんですから、そこへ移設して、手厚く葬って、この事件を記念していただきたい、そのことを検討の余地があるかどうか、ちょっと御返事だけいただいております。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 市有地につきましてはちょっと今、ここでは何とも言えませんけれど、たしか市で売りに出した土地もございます。ただ、今すぐ移転をどうのこうのというところまでは、まだ教育委員会内部で詰めておりませんので、今ここではちょっとお答えを控えさせていただきたい、このように思っております。

10番（木村 一彦君） ちょっとよく聞こえません。

教育次長（松本 孝夫君） 移転そのものについては、まだ教育委員会内部でも検討しておりませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 今後の検討ということでぜひ積極的にやっていただきたい。小郡町も既に助成なんかもしております。そういう意味では本家本元でありますので、この防府市は。ぜひお願いしたいということで、私の質問をちょっといつもより早いですが、終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 以上で10番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は7番、藤本議員。

〔7番 藤本 和久君 登壇〕

7番（藤本 和久君） 午後一番に私の私設応援団がたくさん、大挙して聞きに来てくれる予定だったんですが、前任者が非常に早かったものですからそれもないですね。みどりの会の藤本でございます。通告に従いまして2件質問をします。

最初に、地球温暖化問題について質問をします。

昨年は日本列島に相次ぐ台風の襲来、驚異的な集中豪雨、新潟県中越地震等大きな災害が発生した年でした。地球が我々日本人、いや、人類に地球をもっと優しく扱ってくれないと大変なことになりますよと警鐘を鳴らしているような気がしてなりません。

地球環境に優しい人類の営みは、緊急かつ重要な課題であります。中でも地球温暖化は長い時間をかけて進むプロセスで、結果として広い範囲に多様な被害や損害が生じ、しかも影響があらわれるのは子、孫の時代で、そのときになって慌てて努力しても直ちに解決するものではなく、地球環境問題の中でも最も根深く深刻な課題であります。御承知のとおり、京都議定書が2月16日に発効となり、地球との重い約束をしました。環境保護と経済発展の二律背反する課題の両立という難題の解決に向け、国際社会が動き出しました。

地球温暖化対策としては、国は地球温暖化対策の推進に関する法律を平成10年10月に制定しました。この法律は地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としています。

地方公共団体の責務について要約しますと、市町村はみずからの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する実行計画を策定し、実行しなさい。この実行計画を策定したとき、または変更したときは公表しなさい。そして、実施状況を公

表しなさいとなります。

私は平成14年9月議会で、地球温暖化問題について一般質問をしました。当局の答弁では、防府市環境基本計画を策定することでしたが、2年半が経過した今も、まだ策定されていません。県央部合併協議会が進行中で、新市になった時点で策定すればよいかとの思いから先送りされたのだと判断していますが、京都議定書が発効となった現在、早急に策定する必要があります。また、昨年12月に同僚の原田議員も同じ質問をしていますが、そのときの答弁では、平成17年度中に策定することでした。それから既に3カ月が経過しました。当然、市内での地球温暖化問題に対する意識は高まっていると確信しています。

御承知のように、日本に割り当てられた温室効果ガス削減の目標値は、1990年を基準値として2008年から2012年の平均の6%減です。中間年の2010年まででもあと5年しかない現在、防府市環境基本計画の策定期間は年ではなく、せめて月、可能なら日のレベルで示さなくてはなりません。しかも、できるだけ早い時期に策定する必要があります。そのためにはプロジェクトチームをつくって策定することも必要かと思えます。地球温暖化問題に対する市長の決意と防府市環境基本計画の策定期間を聞かせてください。

次に、留守家庭児童学級について質問をします。防府市は市内15カ所に留守家庭児童学級を開設し、帰宅しても面倒を見てくれる家族がいない小学校1年から3年の児童を預かっています。留守家庭児童学級設置の目的は、防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例の第1条に、児童福祉法第21条の26の規定に基づき留守家庭児童に必要な保護及び指導を行い、その健全な育成を図るため、留守家庭児童保育施設を設置すると規定しています。この目的を達成するためには、施設の充実並びに留守家庭児童学級指導員の役割は大きいと思えます。

御承知のように、少子化が大きな社会問題となっています。この問題はどちらかといえば財政的な面での問題としてとらえられていますが、世間では話題になっていない教育問題も含まれると思えます。

私は昭和22年生まれで、俗に言う団塊の世代の人間です。私たちが子どものころは兄弟が四、五人はざらで、10人前後の家庭もありました。さらに現在のような核家族ではなく、祖父母や曾祖父母もいる大家族がほとんどでした。家事手伝いは当然の役割、幼い兄弟を背負ったり、手足の不自由な年寄りの面倒を見たりする子どもも珍しくありませんでした。少ない物資をめぐって兄弟げんかも日常茶飯事で、親も忙しさにかまけてけんかの仲裁もしませんでした。また、ともに生活し、かわいがってくれた家族との悲しい別れも経験しました。この家庭環境が我慢の心、相手をいたわる心、生きる力等の基礎的な心

をはぐくんでいたのではないかと思います。地域においてもしかりで、子どもたちだれが誘うこともなく集まり、自分たちで考え、自分たちで工夫した遊びに興じていました。そこにおいては、遊びのルールが自然とでき、そのルールを守らないと仲間から制裁を受けました。

こうしたすばらしい教育環境が自然体の中にありました。しかし、少子化や核家族化と物資の豊かさによって、その土壌はほとんどなくなりました。子どもを産め、ふやせの少子化対策だけでなく、教育問題についてももしっかり論議し、家庭、地域、そして学校が連携して基礎的な心の教育に取り組まなければならないと思います。

話が少しそれましたので戻します。私は、児童家庭課にお願いをし、留守家庭児童学級を見学させていただきました。そこは単なる保育現場ではなく、まさに教育現場で、私たちが子どもたちの家庭、そして地域がその留守家庭児童学級の中にあり、子どもたちの健全育成に寄与しているとの印象を強く持ちました。

この学級の目的が子どもたちの健全育成にある以上、留守家庭児童学級を活性化させる必要があります。そのためには指導員の高い資質と高いモチベーションの維持にかかっていると言っても過言ではありません。

前置きが長くなりましたが、2点、質問をします。

1点目、児童家庭課は防府市留守家庭児童学級指導員就業要綱を平成12年1月4日に制定し、同日に施行しました。それまでは指導員の任期については文書化されたものがなく、任期は4月1日から翌年の3月31日の1年間で、その後については指導員に問題がなければ年度ごとに更新していました。しかし、再任を続けると特定の人間を長期に雇用することになることから、指導員の就業要綱を制定したと聞いております。慣行をそのまま文書化すれば問題なかったのですが、指導員として継続して委嘱できる期間を5年とし、その更新は満60歳になった年の年度を超えることはできないと決めました。60歳で雇いどめをすることは問題ありませんが、5年期限は指導員の役割の重要性から判断すると、留守家庭児童学級の根幹を揺るがす大きな問題だと思います。

現在、指導員はすべて非常勤職員です。本来なら常勤職員の業務内容だと思いますが、限られた時間の業務ですから非常勤職員でもやむを得ないと思います。しかし、指導員の資質の高さとモチベーションの維持・高揚は、非常勤職員であっても求められます。

人材育成方法は大きく2つあり、自己啓発を含めた必要な知識の詰め込み教育と実務教育とがあります。必要な知識については採用時に資格審査をしていますので心配していませんが、実務教育は短期間で実効が出るものではなく、長い経験が必要になります。またモチベーションの維持・高揚は個人差もありますが、安定した雇用確保も大きな要因にな

ります。

このことから判断すると、5年期限を設けたことはリスクのみが目立ち、メリットはないように思います。また、せっかく人材育成した指導員を失うのは防府市の大きな損失であります。指導員の期限を5年と決めた理由を聞かせてください。

2点目、1教室に50人前後の児童が集う学級は想像を絶する環境にあります。特に夏場は大変だと思います。児童、保護者、指導員からの施設改善の要望もあろうかと思いません。どのような要望があり、どのような改善計画をお持ちなのか聞かせてください。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 7番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは地球温暖化対策についての御質問にお答えいたします。

本年2月16日の京都議定書の発効で、日本においては温室効果ガスの総排出量を基準年である1990年対比で6%削減する地球温暖化対策がいよいよ本格的に実施されます。本市においても、京都議定書の約束の達成を目指した脱温暖化社会を構築することは、環境への負荷の少ない循環型社会の構築とともに、我々に課せられた大きな課題であると十分認識しております。

そこで、平成17年度のできるだけ早い時期に環境審議会を開催し、この課題を柱とした環境の保全についての基本理念を反映した防府市環境基本計画を策定してまいりたいと考えております。この計画の中で、市、事業者、市民の責務と役割分担を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、それに基づき総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。

なお、市役所におきましては、既に五、六年前からさわやかノーマイカーデーを設けまして、二酸化炭素の削減を図るとともに、地球温暖化対策推進法に基づく防府市役所環境保全率先実行計画を平成12年度に策定し、用紙類、電気、上水道の使用量や燃料用ガス、公用車の燃料等のエネルギー使用量の削減及び廃棄物の排出削減に取り組んでいるところでございます。これにつきましても、平成16年度末で計画期間が満了するため見直しを行い、市みずからが事業者、消費者であるとの立場から、行政事務及び事業の実施に際し、環境保全に向けた行動をみずから率先することにより、温室効果ガスの排出規制を積極的に進めてまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 市長より今、お伺いをいたしまして、再質問ではないんですけ

ども、要望をしたいというふうに思います。

私は防府市の地球温暖化対策への取り組み姿勢、これについては山口県、それから隣の宇部市、周南市、これらに比べて随分おけているなという私の思いはあります。この山口県の新年度予算の概要をみますと、至るところにこの地球温暖化に対する諸施策が掲げられております。防府市にはそういうのが、予算書を見る限りでは余り目立たないというふうに思います。このおくれを、市長はおくれてないと思われておるかもしれませんが、このおくれを取り戻すには環境ISO14001の取得も一つの方法だと思います。

確かに環境ISO14001は一つ的手段にすぎません。お金も結構かかります。しかし、多くの民間企業が、営利を目的としている民間企業が取得しとるわけですね。もちろん企業のイメージアップ、これもねらいだと思いますけども、もう一つの大きなねらいは、私は甘えの体質からの脱皮、いわゆる企業体質の強化だろうというふうに思います。外部から指導を受けることによって、それに対する対策、いかなる内部事情があるにせよ期限内にやらなければなりません。しかし、これが内部からの指摘、それから指導であれば内部事情がわかるだけに期限を守らなくても「まあしょうがないか」と許してしまう。その結果が対策がおくれてくるということになります。

環境ISO14001取得をせいとは言いませんけども、やはり外部の意見を聞くことも大事だというふうに思われます。先ほど審議会の意見を聞きながらということでしたけども、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、計画の策定はできたら月レベルで示してほしいということでしたけども、できるだけ早くという答弁しかなかったのが非常に残念に思いますけども、壇上でも言いましたが、中間年の2010年まであと5年しかありません。ぜひ早くつくっていただきたいと思います。防府市環境の全体で今計画を策定される予定だろうと思うんですけども、これだと非常に大きなボリュームになるような気がします。できたら地球温暖化対策だけに絞って、計画を策定したらどうかなというふうに思います。もちろん地球温暖化対策だけでも大変な仕事量になると思いますけども、環境問題全体で考えるよりは少しは事務量が減るんじゃないかというふうに思います。

この計画策定は生活環境課で今準備されておると思うんですけども、ここで策定するには余りにもボリュームが大き過ぎると思います。例えば1990年の温室効果ガスが、じゃあ排出量幾らかという調査をするにしても大変な事務量です。現在の排出量は幾らか、これを調査するのも大変な事務量、こういったものはやはり市長の英断で各部門から精鋭を選出して、ぜひともプロジェクトチームをつくって早い時期に策定していただきたいと

いうことを要望して、この質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。残余の質問につきましては、午後 1 時より始めます。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

7 番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 留守家庭児童学級についてお答えをいたします。

まず、御質問の第 1 点目の留守家庭児童学級指導員の任期でございますが、指導員の身分は地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の規定に該当する特別職の非常勤でございますが、平成 12 年度以降採用された者につきましては、原則 1 年間の任用期間を保育現場ということをかんがみ、更新期限を 5 年と定めております。

5 年とした理由は、留守家庭児童学級指導員としての求人に対し、市民より多くの応募があることなどから、市民の方に就職の機会を平等に提供するというのが主な理由でございます。また、非常勤の特別職に関する解説書によりますと、特定の者を長期に雇用することは適切ではなく、任用期間はマンネリ化を防ぐためにも 5 年程度が適切と指摘されていることも理由の一つでございます。

なお、指導員の募集に際しては、幼稚園、小学校、中学校の教員免許または保育士の資格を持っている者を応募要件としていますので、保育に関して素人ではなく、実務経験や専門性を有している者と考えており、採用後についても研修等の機会を提供しています。また、指導員は各学級に 2 名ずつ配置しておりますが、その配置に際しても経験の浅い指導員とベテラン指導員とのバランスを考慮しております。

このように、児童の健全育成のためできる限りの配慮を行っておりますので、御理解のほどお願いをいたします。

次に、第 2 点目の留守家庭児童学級施設の改善についてお答えをいたします。施設改善につきましては、担当者の気づきや指導員の指摘、保護者の方の要望等により随時対応をいたしております。このうち指導員からは毎月の指導員定例会等において報告や指摘を受けた上で、対応できるものについては随時改善をいたしております。また、昨年夏、数人の保護者の方から暑さ対策としてクーラーの設置やビニールプールの購入の要望があり、ビニールプールにつきましては希望する学級に配置したところでございます。クーラーの

設置につきましては、自然環境に対応できる体力づくりという観点も必要ではないかと考えておりますので、御理解のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） まず、指導員について再質問をさせていただきます。

5年の期限を設けた理由は、今、部長からありましたが、雇用の均等を図るということ、長期に雇用をすると問題が発生する、いわゆるマンネリ化の回避ということだろうと思うんですけども。まず雇用の均等化を図るということですが、確かに必要なことだというふうに思います。それにはやはりできる業務と、それから非常に難しい業務、もう一つはリスクが大きくやるべきでない業務があるのかなというふうに思います。私は、この留守家庭児童学級指導員の業務は、リスクが大きく、やるべきでない業務だというふうに思います。

また、マンネリ化防止との答弁ですけども、これは常勤職員を否定することになります。もちろん特別職の非常勤ですから、そう言われるとは思いますが、常勤職員を否定することになるのではないかとこのように思います。非社会的なことをせず、やめる意思がなければ定年まで勤められるモチベーションの低い常勤職員、防府市にはいないと思いますが、もしいるとすれば本人の責任はもちろんですけども、上司の責任は非常に大きいというふうに思います。マンネリ化防止は、組織で対応すべき課題であって、決して固有のものではないというふうに思います。

壇上での質問の繰り返しになりますけども、留守家庭児童学級の目的が子どもたちの健全育成にある以上、留守家庭児童学級を活性化させなければならない。そのためには、指導員の高い資質と高いモチベーションは不可欠と。指導員の人材育成には2つあって、一つが自己啓発を含めた必要な知識の詰め込み教育、もう一つは実務教育があると。特に実務教育は短期間で実効が出るものではなく、長い経験が必要だと。そしてモチベーションの維持、高揚は個人差はあるけども、安定した雇用確保、これも大きな要因であるというふうに言いました。

5年期限はリスクのみが目立ってメリットがないように思うがいかがかという質問を投げかけたつもりでございます。今の答弁では、十分答えられていないように思います。リスクにまさるメリットがあれば、ある程度のリスクは覚悟すべき場合もあるかと思いますが、このケースはリスクにまさるメリットがあるようには私は思えませんが、その点どのように思われているのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 留守家庭児童学級そのものにつきましては、厚生労働省等で放課後の児童健全育成事業として始まった制度でございます。またはその趣旨といいますが、その保護者が労働等によって昼間家庭にいないものと、いわゆるかぎっ子対策として個々で始められた制度だろうと思っておりますが、一番主体になります事業といいますが児童の健全な育成と。その健全な育成のためにさまざまな遊びを通して、子どもたちを預かっている、保育をしているというのが一番の趣旨でございます。

こういったような趣旨から今回の5年という形の中では、いろんな、先ほども述べましたけれども、市民に就職の機会を与える、あるいは長期的な雇用への批判等もございまして採用してあるわけでございますが、また業務的にも非常に体力等も要るかもしれませんけれども、そういったような面もいろいろ考えまして、5年ということを決めておるものでございます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 私としては、受け取りやすい球を投げたつもりですけども、受け取ってよそに投げられたような気がしてなりません。時間がないので次に進みます。3点ほど質問します。

まず1点目は目標と手段。留守家庭児童学級設置の目的の一つに、先ほど壇上でもずっと言ってきたんですけども、留守家庭児童の健全育成があります。これは児童福祉法にも明記されておりまして、この目的を果たすためには、目標、これがあってしかるべきです。その目標を達成するための手段が必要になるかというふうに思いますけども、この目標と手段を聞かせてください。

2点目ですけども、次世代育成支援対策推進法なる法律が平成15年7月10日に公布されておりまして、同日に施行されておりまして。この法律の8条に市町村行動計画を策定するように義務づけております。防府市もこの行動計画を策定されたと思います。この計画案を見たんですけども、計画案によりますと、留守家庭児童学級の充実として指導員の研修を行うなど、保育内容の充実に努めますと、こう示されておりまして。指導員の研修メニューを聞かせてください。

それから3点目ですが、防府市母子自立支援員就業要綱なるものがあります。この要綱には5年期限の規定はありません。支援員の業務内容から5年期限は妥当性がないとの判断だろうと思っておりますけども、そういうことから規定しなかったと思っております。私にとっては賢明な要綱だと思います。母子自立支援員に求められる資質とモチベーション、それから留守家庭児童学級指導員に求められる資質とモチベーション、比較をして優劣があるとの判断と察します。留守家庭児童学級指導員が劣るという判断だと思うんですけども、この

劣る理由を述べてください。

以上3点。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） まず、1点目の目標及び手段ということでございますが、先ほど少し触れましたけれども、留守家庭児童学級の目的はかぎっ子対策としての健全な育成であるということでございます。目標といいますと、そういった子どもの保育を行うことによって、いわゆる情操を豊かにすること、これが一つの目標であろうかというふうに思っております。

その手段といたしますと、それぞれ各教室ではさまざまな遊びを与えて相手をしておるということでございます。例えば運動場のブランコあるいは鉄棒などで遊ばせたり、あるいはサッカーボールとかバスケットボールとかの利用を通じて遊びを学んでもらっているというふうにしておりますし、また時折、生涯学習の指導者の方にもものぞいてもらって、いろいろな指導もしてもらっておるところでございます。

それから、次世代育成支援の関係の行動計画でございますが、ちょうど今、行動計画の策定中でございます。その中の放課後児童対策ということで今、先ほど言われまして、その中の研修会でございますが、留守家庭児童学級の指導員に対する研修は、主に山口県の児童センターが主催をしておりますものと、それから山口県人づくり財団が主催しておるものがございます。その中でも放課後児童指導者等研修会、あるいは児童館等職員研修会というものもございまして、その方に積極的に参加をいただいております。特に新任者等に関する研修会というものには、できるだけぜひ出ていただきたいということでこちらをお願いをして、参加をいただいております。

それから、母子自立支援員の関係でございますが、母子自立支援員につきましては、去年から、平成16年度から山口県の事業として防府市が委嘱を受けて始めたわけでございます。その母子自立支援員さんの就業要綱は、県の方でつくられたものを防府市でそのまま準じて作成をし、運用をしておるものでございます。人もそのまま16年度も17年度も引き続いて防府市の方で仕事をしておるところでございます。

したがいまして、資質の差があるのかということ、私は全くないと思っておりますし、もし今後自立支援員さんが新しくかわられるということであるなら、また新しい就業要綱等もつくって、その期間をどうするのかというような形でも、また検討せないかんと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） まず目標と手段ですが、聞いて私よくわかりません。これはええとして、次に研修メニュー。具体的な質問をさせていただきますけども、1年目に何時間の研修時間があるのか、2年目に何時間か、3年目が何時間か、4年目が何時間、5年ですから5年目もあるかもしれんけど、5年目が何時間か。これを教えてください。

それと、母子自立支援員の就業要綱、県から来たのでそのまま要綱をつくったということですけども、平成12年に指導員の就業要綱がつくられておると。その以降に来ておるわけですね。当然、そこで照合すべきであろうというふうに思いますけども、なぜ照合されなかったのか。その理由をお聞かせください。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 研修における1年目の時間、あるいは2年目の時間ということにつきましては、私の手元にそういった資料は持ち合わせておりませんが、この研修そのものはそれぞれ指導員さんの、結果としてですが、自主的な参加という形でいただいておりますので、でき得る限り参加してほしいという形で実施をいたしておるものでございます。

それから、自立支援員さんの就業要綱を変えなかったのかどうかということですが、これはそれぞれ母子自立支援員さんは県内で共通したような形で働いてもらっております。ですから、中には市で働いておられる方もおられますし、県で仕事をしておられる母子自立支援員さんもおられるということで、そのあたりは共通したものが必要ではないかなと思っております、それに見合った形で作成しておるものでございます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） これは水かけ論になりますのでやめますけども、5年で決めることが適当でないというふうに私は判断されたんだろうと思うんです。これは私は賛成ですよ。5年で決めない方がいいということだけは申し添えておきます。

先ほどの研修メニュー、年度ごとの時間はわからない、自主研修ということですけども、行動計画に「指導員の研修を行うなど保育内容の充実に努めます」と言う以上は、これ研修してもらわないかんじゃないかというふうに思います。これはきっちり内容を充実させてください。指導員の資質向上には、今答弁あった研修、これは大事なことだと思いますので、ぜひ内容を充実して効果のあるものにしていただきたいというふうに思います。せっかく人材育成をして5年で解雇、これでは余りにももったいないような気がします。防府市は人材を育成する機関ではないはずですよ。これだけは申し添えておきたいと思いません。

子どもたちの健全育成を念頭に置かないと、物事の判断を誤るんではないかというふう

に思います。雇用の均等、これはいわば私にとっては小異、大同を失ってはならないというふうに思います。どうも5年期限にこだわっておられますようなので、これ以上の質問はむだだと思いますので、要望をしておきたいと思います。5年期限でも留守家庭児童の健全育成に貢献できる学級にするには、指導マニュアル、こういったものをきっちり充実してもらって、いわば素人の指導員でも即戦力になるような環境を整備していただきたいというふうに思います。

次に、施設の改善ですけれども、私一番気にしておるのは夏休みの午後です。学級の室温が36度から38度になるそうです。昨年の夏休みから半日保育を全日保育にさせていただきました。保護者からも大変感謝をされたすばらしい施策だとは思いますが、しかしながら、室温の高さは保護者も大変気にされておりまして、先ほど答弁がありましたビニールプールを設置してもらって、この夏場はしのがれたというふうに思っております。

私は、先ほど答弁ありました、子どもたちが自然環境に順応するような子どもに育てたいということですが、これは大賛成。大賛成ではありますけれども、事故が起きては困るというふうに思います。やはりここはクーラーの設置が私は必要だというふうに思います。労働安全衛生規則第11条で、衛生管理者は少なくとも毎週1回、作業場等を巡視することになっております。当然、夏場の留守家庭児童学級も巡視されていると思いますので、その巡視されたときの指摘があったかないかどうか。同じく同規則の15条で産業医は少なくとも毎月1回、作業所等を巡視するようになっております。産業医からの指摘があったかどうか。それとあわせて市長の見解、この留守家庭児童学級の夏の暑い、36度から38度になるという現状に対して、どのような見解をお持ちなのか、聞かせてください。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 先ほど市長の方に聞かれたということですが、私の方からちょっと。今の暑さ対策について私たちがとりましたことですが、去年から、夏休みは午前中まででしたけれども、午後もということになりました。私の方が、大変去年も非常に熱中症ということが話題になりましたし、非常に気にいたしました。それで、私とそれから部次長、手分けしまして、各留守家庭児童学級をほとんど回ったと思いますが、その暑さ、どうなんだろうかと非常に気にしておったところでございます。いろいろ各現場では、よしずを使ったり、あるいは水を使ったりしまして、非常に心配しながら対応してもらってございましたし、また私どもの方も保健師さんからもアドバイスをいただきまして、どういう対応をしたらいいのか、健康管理をどうしたらいいのか、そういったようなものをお聞きして、各留守家庭児童学級に全部文書でお配りをしたりして対応

いたしておるところでございます。

その後の衛生管理者の件につきましては、ちょっと総務部長の方からお願いをしたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 衛生管理者のことについてお答えします。

まず、事業所の巡回でございますけれども、結論を申し上げますと、巡回いたしておりません。それは産業医の先生がいらっしゃいまして、例えば本年度であれば新たな職場、例えば5号館ができたとか、ああいったところについてはその職場の環境について、産業医の先生と衛生管理者の方と一緒にその場所をつぶさに見ていただきます。それで、いわゆる職場環境ですので、照明がどうなのか、環境がどうなのかということでそれを確認していただいた上で、この職場は大丈夫であろうというようなことについて、産業医の先生からお墨つきをもらっているところについては、市内の機関たくさんありますけれども、そこはあとは残りについては数年に分けて少しずつ巡回をしていただくというところがございます、1カ月に1回という巡回はしておりません。

それで、むしろ衛生管理者の仕事でございますけれども、健康障害を防止するための措置とか、あるいは本市が力を入れております健康診断の実施、あるいはその他の健康保持の増進をするための措置とか、あるいは安全衛生のための教育の実施とか、あるいは労働災害の原因になる調査とか再発防止とか、というようなことがあります、本市の場合についてはいわゆる職場の環境については産業医の先生と確認をした上で、主に健康診断の実施とかそういった健康関係のフォローに当たっております。

したがいまして、このたびの留守家庭児童の指導員の先生方についても、いわゆる健康診査等はきちんと受けていただきまして、もし悪ければ、それは市の職員も皆同じでございますけれども、二次検査等々をして、その上で一般診療の、これはちょっと診ていただいた方がいいよとか、そういったところで、そのあたりは市の常勤職員と同じように健康の御相談等に乗っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 留守家庭児童学級の施設の改善等について市長の見解はということでしたが、私といたしましては、留守家庭児童学級にはそこに行きたくても行けない子どもたちもおるわけでありまして、行きたくても行けない子どもたちはしからばクーラーのきいたところでちゃんと過ごすことが可能であるかどうかということは非常にわかりにくいことではなかろうかと思えます。

それから、留守家庭児童学級そのものは御存じのとおりきちんとした家であるわけで、これは直射日光を避けておるわけですし、そこには窓もございます。窓もあけることも可能ですし、学校の中には校内の比較的涼しいところもたくさんあるわけですし、そういうふうなところで極端に暑いようなときには対応することも可能ではなからうかと、そんなようなことも考えまして、夏休みの期間中の保育を行うことを決断するときには、あくまでも現施設の活用をすることを前提として考えていることとさせていただきます。それ以上、いろんな要望があるということになってまいりますと、冒頭申し上げましたとおり、行きたくても行けない子どもたちもいるという、そういう方々との公平性とか、いろんなことを考慮する中から、検討を加えていかななくてはならないことではないかと、このように考えておりますので御理解をいただけたらと思います。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 今年の夏休みから半日保育を全日保育にしたんですよね。変わっておるんですよ、環境が。これに対して、先ほど健康診断だけが衛生管理者の仕事ですと言われますが、これは大きな間違いですよ。それはぜひよく勉強してください。それだけじゃないはずですよ。それから産業医も巡視をしてない、それはおかしいです。条件が変わっておれば、それは当然衛生管理者も行き、産業医も行って、これなら問題ないですというのがないと、もし事故があったら取り返しのつかないことになるというふうに思います。今、冬ですから行ったらどうしようもないんですけども、ぜひこの夏は産業医と衛生管理者が行って、快適とは言いませんけれども、本当に適した作業環境にあるかどうか。

指導員だって人間なんですよ。人間っていったらおかしいですね。指導員だって職場環境、暑い環境のところでは仕事はしたくない。普通の事務所なら夏で29度から30度ぐらいの環境で仕事ができるわけです。こちらについては36度から38度、こういう環境の中で仕事をするというのは、これは指導員に対しても大変なことだろうと思います。もちろん子どもたちにとっても大変なことです。ということをお願い添えて、質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で7番、藤本議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は22番、大村議員。

〔22番 大村 崇治君 登壇〕

22番（大村 崇治君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、山口県離島振興計画についてお尋ねいたします。

山口県は三方が海に開け、多数の離島が散在し、瀬戸内海国立公園区域に指定されたものが10島、北長門海岸国定公園区域に指定されたものが4島あり、すぐれた自然、文化、

景観に恵まれ、昭和28年、離島振興法の施行以来、各般にわたる施策が積極的に講じられ、島民の生活安定や福祉の向上に大きく寄与してまいりました。しかしながら、本土と比較した場合、まだ低位の状態にあり、離島の活性化に向けた取り組みが重要であることから、山口県においては平成15年度を初年度とし、平成24年度を最終年度とした山口県離島振興計画を策定し、関係市町と一体になり、離島の振興に係る諸施策を計画的かつ着実に実施しようとするものです。

この計画の対象地域は7地域で、本市の野島は周南諸島地域に属し、光市牛島、周南市大津島の3島で構成されています。

野島における振興計画の概要を申しますと、既に整備が進められている離島航路本土側の待合室のバリアフリー化、坂道のある生活道の手すりの設置や段差の解消、漁港施設のバリアフリー化、漁業の後継者の育成、上・下水道が完備していることから現行体制の維持、救急患者の本土輸送のためのヘリポートの整備、シーサイドスクール事業の充実、島の伝統文化の伝承、他地域間との交流・情報発信などとなっています。しかし、高齢化が進む野島にとりまして、今、一番求められていることは漁村センターのバリアフリー化ではないかと思えてなりません。

そこで、高齢者の福祉の増進に係る野島の現状とその整備計画についてお尋ねいたします。本市唯一の離島である野島は、野島海運1日4往復を利用し、船賃往復1,500円を要します。島内の人口は2月1日現在、115世帯、191人で減少傾向にあり、高齢化率は60%を超え、本土の約21%に比べ超高齢化の島と言えます。

このように独居老人の増加によるひとり暮らしの不安、高台にあることの危険など、島民の方からも毎日あるいは最低でも週1回はみんなで一堂に会する場所、安否の確認の場、いわゆる安心して会話ができるいやしの場を望む声が高まっています。市は市内15校区に老人憩の家を設置する方針でしたが、華浦、野島が未設置の状態で、島民に対する回答は「漁村センターの活用を」と聞いております。

ちなみに、同じ周南諸島地域の牛島には平成5年にデイサービスセンターが6,700万円で建設され、大津島では小・中学校統廃合により、校舎をデイサービスセンターとして使用されています。現在野島においては、本土のデイサービスを利用する方に船賃補助が出ていますが、こうした施設がないためやむを得ず行けない人もおられるわけでございます。

漁村センターは昭和56年、第2次沿岸漁業構造改善事業で建設され、鉄筋コンクリート2階建て、島内の中心を担う漁民の活動センター及び地域の各種コミュニティ活動の拠点として、2階に大集会室、和室があります。建設当時40代の働き盛りの漁業者や女性

の方々も今では65歳を超えられ、1階での調理実習や催し物をしても、2階に上がるのにおんぶをされたり、車いすごと抱える状況が続いており、だれもが今日の少子化・高齢化社会の到来を予測してはいなかったと思います。また、玄関口の段差、トイレの洋式でないことなど、安心して安全に利用するにはほど遠い施設と言え、バリアフリー化による施設改修が必要と思います。

そこで、考えられることは、漁港施設用地等の有効利用の活用により、小学校前の加工場施設用地に新漁村コミュニティ基盤整備事業による総合交流施設を建設するか、島民からの要望の強い老人憩の家を建設するなどが考えられます。しかし、現在の漁村センターは補助金適化法の50年の制約があり、新たな場所へ建設は非常に厳しいものと考えます。このような状況をかんがみ、漁村センターのバリアフリー化は避けて通れないことからして、2階を有効利用した施設全体の改修計画のもと、本来の漁業者の活動センター及び地域の各種コミュニティ活動の拠点としての機能回復をし、お年寄りに喜ばれ、安心していやすいのできる生きがいの場として提供されてはいかがなものか、御当局の御所見をお伺いいたします。

次に、市街地の用排水路浚渫土の取り扱いについてお尋ねいたします。

近年、市街地における農地については、宅地開発が進む一方、離農者もふえています。JA防府とくち防府支所管内の耕作可能水田面積は、平成13年度が130ヘクタールでしたが、平成16年度で124ヘクタールと毎年約2ヘクタールの水田耕作地が減少していることからわかります。

こうした中、市街地を流れる用水のうち、防府土地改良区が維持管理する迫戸の佐波川総合堰からは、主として一本樋、青井手、乙井手などに分水され、下流の水田耕作地へ取り入れられており、市街地を流れ下流の農耕作関係者にとりましては、かんがい用水の維持管理は大変であることがうかがえます。毎年4月上旬から下旬にかけ、この水系の用水をとめ水利関係者を主とした農耕作者による一斉の川掘りが行われます。昔は大雨や雨期になると耕作田に水がたまる調整役の働きをしていましたが、今日では宅地化が進み、宅地排水がそのまま水路に流れ、河川が氾濫し、市街地での床下浸水の要因ともなっています。このことからして、市街地における排水路の清掃は重要な役割を果たしております。私たち自治会においては、この一斉の川ざらいの時期をとらえ、防府市環境衛生推進協議会が推進する家庭排水、側溝等の清掃活動の輪を広げ、災害防止や生活環境の美化と水質の浄化に努めております。

一昨年から防府土地改良区、いわゆる水利組合の方から幹線用水以外の浚渫土は取りませんよ、自治会でされる川ざらいの土砂は自治会で処理しなさいとのことで住民から不満

が出て、たまたま土砂運搬業者の方が地元の方でしたので、御無理をお願いしました。昨年もまた同じことを言われましたので、自治会費で処理をお願いしたところでございます。

市の対応、仕組みを申しますと、市街地における浚渫土の取り扱いは、農林整備課が所管で、市街地用排水路浚渫土清掃委託料として約1,900万円が防府土地改良区へ支払われており、これには浚渫土の処理運搬費が含まれています。

一方、環水協が推進する市民一斉清掃、自治会等が自主的に行う清掃活動により出る土砂などの取り扱いは、生活環境課で土砂等運搬車借上料として約1,000万円が計上されています。このように、それぞれの立場では処理できる仕組みとなっております。

しかし、現実にはわかりやすく言いますと、自治会が一斉に川掘りをして防府土地改良区は幹線水路の土砂しか取りませんよと。あとは自治会で処理しなさいということでございます。また、町中には幹線でない支線の耕作者もおられるわけで、どのように仕分けよと言われるのか全く理解に苦しみます。もうすぐ4月の川掘りの時期を迎えます。今、第3次行政改革が進められております。業務の効率化、合理化とはほど遠い、快適な環境づくりに挙げて取り組む姿に余りにもぬくもりのない実感を感じてなりません。御当局の御所見をお伺いいたし、壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 22番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは高齢者の福祉の増進に係る野島の現状と整備計画についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、離島振興法に基づく離島振興計画により、これまで各離島においてそれぞれ生活環境基盤や生産基盤の整備などの諸施策が実施され、島民の生活安定や福祉の向上が図られてまいりました。野島においても生活環境基盤としての上下水道や、生産基盤としての漁港や漁業関連生産施設をはじめとする社会資本の整備が着実に実施され、その整備状況は本土並みとなっております。また、観光レクリエーション施設としてキャンプ場なども整備されております。

このような中、新しい山口県離島振興計画が離島振興法の大幅な改正を受け、平成15年度から平成24年度を計画期間として策定されました。法改正後の新しい離島振興の考え方の特徴は、従来の「本土から隔絶しているという特殊事情から来る後進性を除去する」ということではなく、逆に本土との地域差を「価値ある地域差」ととらえ直し、各地域の創意工夫を生かし、自立的発展を促進しようとすることにあります。

この考え方にに基づき、野島の振興計画の策定に当たっても、地域の主体的な取り組みが重要であるという観点から、島内のさまざまな団体の代表者で組織される「島づくり協議

会」での検討・協議を重ねて、島民の意向が十分に反映された計画となっております。

さて、お尋ねの野島漁村センターのバリアフリー化に関する御質問についてでございますが、当施設は昭和55年に国・県の補助を受け、総事業費約9,600万円で建設され、以来住民の皆様方の学習、集会等の場として有効に活用されているところでございます。しかしながら、築後24年という時の経過とともに、住民の高齢化が進んできたことは深く認識しております。

そこで、議員御指摘のように、高齢者に配慮したバリアフリー化による対応が望まれるところですが、御承知のとおり補助事業により建設された施設でありますことから、「漁港施設用地等利用計画及び補助金の適正化法」によって、施設の増改築等に当たっては厳しい制限が加えられております。つきましては、同法の規定に反することなく、地域住民の方の要望にこたえ得るだけの機能を有した施設改修等の方策につきまして、今後調査研究してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 今、市長さんの答弁で、全く従来から野島には相当な経費と申しますか、投資がされておりますから、言われましたように、上下水の完備とか電気が本土からいっているとか、いち早く、物すごくそういう面では恵まれております。しかし、市長さんもおっしゃいましたけど、今、島の人たちは生涯学習、島おこしで島づくり、市長も言われましたけど、いろんな浜市とか文化資料館も民家を借りてやられるほか、ほかの地域との交流など真剣に取り組んでおられます。まだほかにも、津久見浜の沖の消波ブロックとか診療所の問題とかいろいろあるわけですが、やはり肝心なのは壇上でも言いましたように、もうお年寄り、高齢化になっておられるから、肝心な集まる場所がないわけですね。今までどういうわけか、野島の人も市行政サイドも老人の憩の家ばかりをこだわり過ぎて、何か推奨されておるような、私は感じがしてならんのです。

さきの市会議員の選挙でも漁村センターの2階を投票所として使用されておりますし、お年寄りの方を、特に車いすをたしか2台でしたか、投票所の2階まで抱えられて上がったと、こういう事実がございますし、施設管理がまた複雑でして、当初は総務課であったり広報広聴課、今では生涯学習課。そういうことから、やはりそういう切実な問題が複雑多岐に課もまたがっておりますから、やはりこの離島振興の所管の企画部が本気でこういう問題に取り組んであげなければ、いつまでたっても私は平行線ではないかと思うわけですから、今、市長さんもおっしゃいましたけど、やはり真剣に、新たにこの10年間でございますから、しっかり取り組んでいただきたいと思いますと思うわけです。

もう一つ言うておきますけど、費用対効果でちょっと述べさせていただきますと、老人の憩の家、すべての今の補助事業でも、皆そういう傾向でしょうが、昭和55年に上右田の建設、当時、たしか県費補助だったと思いますけど、それが昭和59年からすべて起債事業となり、平成5年で新田が2,000万円ですべて起債事業でやっておられます。私、ちょっと専門的な立場の方にお聞きしたんですけど、業務用で一番、四、五人用ですか、エレベーターを取りつけた場合、どんなに見ても1,000万円はかからんだろうということも聞いております。

そういうことあたり、最終的に補助金適化法の問題もありましょうけど、一方では、今耐震構造の調査がちょうどされておるのが、もうすぐ終わると思うんです。その結果がどうなりますか、そういうことも含められまして、やはり真剣にこの整備計画の中で今後のそういう切実な思いにこたえられるように、ぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

議長（久保 玄爾君） それでは、2番の市街地の用排水路浚渫土の取り扱いについて、産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは、次に、市街地の用排水路浚渫土の取り扱いにつきましてお答えをいたします。

御指摘のとおり、市街地の農地は宅地化の進行により水田等耕作地が減少しております。耕作者も後継者不足等により減少しております。また、その結果、農地の多面的機能である大雨時等の調整池としての機能も低下してきております。こうした状況の変化により、地域防災、生活環境の保全等の観点から、自治会における排水路の清掃は大変重要な地域活動と考えているところでございます。

現在、清掃による浚渫土の処理の対応につきましては、自治会で実施される場合は生活環境課による業者への委託対応になっており、他方、水利関係者で実施される幹線のかんがい用用水の浚渫土の場合は、水利関係者が直接業者に依頼し処理されており、それぞれの立場で処理がなされているということが現状でございます。

また、どこまでが水利関係者で、どこまでが自治会が清掃するのかといった調整等の問題があると存じますが、市街地の宅地化及び耕作者の減少といったそれぞれの地区の状況から、どこからどこまでがといった仕分けは大変難しい状況と考えております。

今後、市といたしましても、浚渫土の処理方法等、関係各課と協議をしながら、業務の効率化また合理化等の改善に努めたいと存じますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 壇上でも言いましたけど、もうこの4月には掘らにゃいけないんです。それを今から協議するとか、そんなんじゃ、私はそしたらどねえすればええですか。参考に言いますけど、市街地の中の耕作者も、いわゆる上納金と言っちゃいけないですが、賦課金ですか、これ反当たり1,000円、土地改良へ払っているわけですね。それと一方では、予算の中では市街地以外の支線についての負担金が出されております。それらとこうしたら、何でそうしたら町中についちゃ支線とらんのかとか、そういうことを言いたくなるんだから。

例えば私が何ぼ見積もっても、支線の中から出るのでは、私はうちの地域だけだったらダンプ1台もないと思うんですよ。そんなことぐらい、言い方悪いですけど、土地改良、実際そんな小さいこと言うんかと思うんですよ。ちょっと参考に、意地悪で言っちゃいけないが、今、土地改良区に貸しちよるあれは、有料で貸しちよるんですか、どうなんですか。ちょっとお尋ねしますけど。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） ちょっと質問を確認させていただきますが、土地改良区の事務所でございますか。

22番（大村 崇治君） はい、そうです。

総務部長（嘉村 悦男君） 土地改良区の事務所については、市の業務ではございませんので、平米当たり幾らといったもの、要するに事務所と同じように料金をいただいております。これは土地改良区とか、組合の事務所とか、互助会とか、ああいったものについては、山銀さんもですけども、一応料金をいただいております。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 本当は、私こういうことは余り言いたくないんですけど、実際、我々街なかの住民も一生懸命きれいにしようとして努力しちよるんですよ。今、本線だけ取ってあと取らんって、実際にまだ耕作者が何人かおるわけでしょう。それ、今言われるように、じゃあどこで仕分けると言うんですか。その辺はもっと簡潔に、今自治会の方は生活環境課でしたら、その期間だけでも生活環境課がどうしても、土地改良へ1台分回せばええじゃないですか。現場が弱っているのは事実なんですから、それはようやっていただかんと。

ついでにもう一つ、苦情みたいなことを言いますけど、特に街なかの石垣とかいうところがちょっと破損したとき、土地改良へ言ったって、これ全然やってくれりゃせんです。一方じゃ市街化区域の河川についちゃ下水道がやるようになっているから、そっちが仕方

なくやらにゃいけんとか、そういう中でも大変いろんな矛盾点があるんですから、やはり……。じゃあ個人がもし手直しを側溝やらやるときに、実際土地改良行ったら、加工申請に5,000円くれと言うんですよ。そんなことやったら黙ってやった方がええとか、その辺というのは、改良することはやっぱりしっかりしてもらわんにゃ、街なかどうするんかということ、お願いします。終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で22番、大村議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は3番、松村議員。

〔3番 松村 学君 登壇〕

3番（松村 学君） 本日最後の一般質問になります。もうしばらく御猶予をお願いしたいと思います。明政会の松村でございます。通告に従い、順に質問いたします。

本市において、中心市街地の整備は昭和54年の防府駅付近連続立体交差事業、いわゆる鉄道高架事業に始まり、その後区画整理事業やまちづくり総合支援事業など、中心市街地ににぎわいを創出すべく、今日に至っております。その成果はこの20数年の間に防府駅周辺の様子を大きく変貌させ、私たちの暮らしや経済活動に多大な利益をもたらしました。そして、その中心市街地の整備もいよいよ最終段階を迎え、駅北開発の目玉である再開発ビルの建築物工事契約が昨年12月9日に鹿島建設と地元6社による共同企業体に落札し、起工式が同月の18日に行われたところであります。

本市としましても、この新年度予算において市街地再開発事業に19億4,400万円、駅北区画整理事業A・B街区道路改良工事に2億2,250万円の予算を上程し、その重点配分はこの事業が長年積み上げてきた中心市街地活性化対策の起爆剤になるべく、非常に重要な事業であることを意味しています。これから市関係部局、再開発関係者におかれましては、来年の6月23日の竣工予定日まで、東奔西走の毎日とは存じますが、この防府市の一大プロジェクトをぜひ成功に導いてもらうよう、まずはエールを送るところでございます。

さて、本市が長期的に中心市街地の整備を進める間、社会情勢や経済情勢も大きく変動し、中心市街地を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。近年の来店法の改正や都市計画法の改正などにより、最近の郊外店の進出はかなり著しいものであり、中心市街地の空洞化も目立つようになってきました。特にことしの9月に完成予定の「コスパ防府」は、敷地面積2万3,874平米とかなりの集客を見込んだ複合施設店であり、ビッグやマックスバリュなど郊外を中心にマーケットシェアを広げています。その事業形態も多様な顧客のニーズをより満たすようさまざまな事業展開を図り、十分集客できるよう無料の駐車

場を保有しています。

一方、中心市街地において市としての見解は、再開発を契機としてまちに回遊性を持たせるために、既存の分散している駐車場を活用し、駐車場については共通駐車券方式による有料化をとっていく考えを示しています。私としても、この考え方については了としながらも、駐車場は無料が常識という多くの市民の方々がこの考え方に理解を示してくれるのか、さまざまな戦略で集客を図ろうとしている郊外店の進出という流れの中で、郊外へ人の流れが分散していくのではないかと不安に思っているところがございます。そうならないためにも、この再開発ビルが中心市街地の核となって、郊外店にない、今までにない魅力を備え、市内・市外の多くの方々に親しまれ続ける限り、中心市街地の回遊性は必ず高まると信じています。ゆえに、この再開発は中途半端なものであってはならない、長期的視点に立ってさまざまな創意工夫を凝らし、防府市が必ず成功させなければならない一大プロジェクトなのであります。そして、長年費やしてきた中心市街地整備のまさに総決算と言っても過言ではない事業なのであります。

そこで、この大事業を成就させるためにも、以下4点について質問いたします。

1点目として、テナント誘致については現段階において明確になっておりません。実際、商業施設に入るテナントの誘致は進んでいるのでしょうか。また、サティとの関係はどの程度まで考えているのでしょうか。現状についてお伺いいたします。

次に2点目として、この一大プロジェクトに向け市長様以下執行部の方々も協力して、きょうまでテナントの誘致活動等を積極的にやってこられた経緯があるのかお伺いいたします。

3点目として、巡回型のぶらっとバスも国の緊急雇用事業が16年度で終了することにより廃止することになっています。市としても今後の交通手段については、費用対効果も踏まえ研究していくという方向が12月議会で示されましたが、一大集客ゾーンと位置づけられた再開発事業における交通アクセスの問題は、さまざまな角度において残っているところであります。集客性を考える上で再開発ビル完成までに早急な解決が求められると思いますが、市としてはどう考えられているのか。そして、以前も申し上げましたが、駐車場の問題は市民にとってナーバスな問題と思いますが、再開発完成後、交通需要や市民の反応によっては駐車場の増設という方向転換がすぐとれるのか。駐車場経営という視点を第一に考えられるのか、以前の確認の意味でお伺いいたします。

最後に4点目として、都市の景観事業などで、最近発光ダイオードがよく使用されています。その幻想的なイルミネーションは人々の心をなごめて、そしてその消費電力は電球の10分の1で寿命は10倍、発熱も少なく衝撃に強く、安全かつ経済的な光源でありま

す。防府の街なかは暗いと、市民の人たちからの声もあります。まさに明るいまちづくりを推進し、パブリックアートの一環として再開発ビルの広場、外構において発光ダイオードを使った景観整備はできないか、お伺いたします。

以上4点をお伺いし、壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 3番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 市街地再開発事業についての御質問にお答えいたします。

最初に、テナントミックスについてでございますが、テナントミックス事業は、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業の商業保留床のうち1,940平米を株式会社周防夢座が取得し、中心商店街に不足している業種業態の店舗を配置し、運営していくものでございます。

株式会社周防夢座では、魅力ある商品やサービスを提供できる店舗を配置し、市民の皆様が買い物の楽しさを味わっていただけるよう、精力的にテナント誘致に取り組んでおられます。

現在、生鮮食料品をはじめファッション、ファッション雑貨等予定しておられる店舗面積を超える引き合いが来ていると伺っております。サティとの関係は、客層や取扱商品で補完し合い、相乗効果を生み出し、魅力ある商業の集積を図り、中心商店街への回遊性や滞留性をもたらし、中心市街地のにぎわいを創出することを目指しております。

次に、2点目の再開発に対するこれまでの市の姿勢についてお答えいたします。今回の商業施設は、中小の個性的な店舗でこだわりのある商品を提供することをコンセプトにしておられます。店舗誘致については、テナントミックスを主たる目的に設立された株式会社周防夢座が主体的に取り組まれていることであり、市は直接関与する立場にないと考えております。

続きまして、市街地再開発事業について、開発完成後の交通アクセスと駐車場の考え方についての御質問でございますが、再開発ビルはJR山陽本線防府駅のすぐ近くに建設されており、またもう一つの公共交通であるバスについても近郊市町と結ばれる広域的な路線と、駅を基点に放射状に伸びている市内路線で、どちらも防府駅前に停車しております。さらに、自家用自動車の利用については、道路の整備により市内各所から数十分以内に再開発ビルに到達が可能でございます。

このように、交通利便の非常によい場所に建設されておまして、できれば公共交通機関であるJRやバスを御利用いただき、多くの方々がこの再開発ビルにおいでになることを期待しております。

また、再開発ビルに隣接して建設される駐車場は、防府地域振興株式会社が取得し、有料駐車場として経営しますから、健全経営できる必要最小限の規模からスタートするものであります。このことについては、これまでも定例会市議会で重ねて御説明申し上げてきたとおりでございます。再開発ビル開業後、駐車場が恒常的に不足するという状況が生じるようであれば、民間の動向等を見ながらその時点で判断させていただきたいと考えていますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、再開発ビルにおける景観整備についてでございますが、景観のあり方については平成16年11月に決定告示されました防府駅てんじんぐち地区の地区計画において、「防府駅の玄関口にふさわしい景観形成を図るため、建築物等の外壁もしくはこれにかわる柱等の色彩は刺激的な原色を避け、周囲と調和した色調にするものとする」と定めており、再開発ビルはこの地区計画に基づいた景観整備が予定されております。

お尋ねの発光ダイオードについては、施設内にある大小2つの広場のうち、小さい方の広場は星の広場と名づけていますので、星のイメージの演出に発光ダイオードを用いるよう設計されております。

以上、御質問にお答えいたしました。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） それじゃ、1点目の方で、市民の皆さんからやはり一番この再開発ビルについて関心が高いのは、やはり店舗がどういうものが入ってくるのか。アンカーテナント、有名店のような人寄せパンダ的なそういうお店がどういうのが入ってくるのかというのがやっぱり一番興味があることのようにです。私もいろいろ話を聞いていますと、6月にテナントの方の説明会があって、その後契約をしていくという流れになっているそうございますけども、この時点で大体あらかたオファー、コンタクトなりあると思うんですが、実際、数字的に言えばどれぐらいのパーセンテージぐらいのテナントさん、今の敷地面積に対してそういうのが今、実際オファーで来ていらっしゃるのか。それと、あと市内のお店、市外店との比率ですよね、そういったものはどれぐらいになっているのか。実際アンカーテナントについても全国的に知名度があって、再開発ビルを印象づけられる、再開発ビルに行ったらこのお店がありますよというぐらいの、それぐらいの有名なお店が実際今コンタクトに来ていらっしゃるのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） まず、テナントのいわゆる引き合いといいますが、問い合わせ状況でございますけども、今、周防夢座の方でお伺いしておりますには、敷地面

積が、買い取りますのが1,940平米でございますけども、通路等がありますので、実際の店舗面積は1,790平米になるかと思っておりますけども、その店舗面積に対して現在引き合いが120%はあるというふうにお伺いをしております。しかしながら、今、議員おっしゃいましたけども、その業種を、さっき市長御答弁申し上げましたように、ファッションとかそういったいろんな業種があるわけですけども、こういった業種が10も20もありますよというのが、今現段階では具体的にまだまだ申し上げられないということでございます。

それと同時に、今、市外との比率ということもお尋ねされましたけども、ちょっとその辺も今時点では明確にお答えができない状況でございます。こちらの方がまだきっちりと情報をつかんでいないというのが、今、本音のところでございますけども、そういうことでございます。

また、有名店、アンカーテナントにも触れられて、今申されましたけども、アンカーテナントを誘致するということが、それが1店舗のアンカーテナントなのか、二、三の複数の店舗が融合した形でのいわゆるアンカーテナントの構想なのか、ちょっと二通りあるやには聞いておりますけども、いずれにしても一つのアンカーテナントというのは核になる部分でございますので、その辺のテナント誘致に向けての御努力は周防夢座の方で今されているという状況でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） テナント誘致というのは、今、こういう御時世ですから本当に難しいと思うんですが、いろいろとそういうやりとりをされながら、周防夢座さんがやるとかいうこともありましたけども、できましたら下支えをしてあげていただきたいなど。本当によりいいものを市民の皆さん求めていらっしゃると思いますので、ぜひそういう形でテナント誘致の方に手を差し伸べてあげてほしいなと思います。

これに関連して、2番目の質問に入っていくんですが、きのうの本会議でもありましたけど、周防夢座さんがもし窮地になったとき、市としては法的な責任はないというような御答弁もありました。実際そうなんでしょうけども、私、以前関係者の方にこういうお話をお聞きしたんですけども、ある有名店、全国的にも当然すごく有名な店舗が防府の方に市場調査に来られたらしいです。結局、いろいろビルのスペースとか、例えば商品を愛する市民性といいますか、いろんな総合的な判断の中で、結局出店をあきらめられたというような話を聞いております。

周防夢座さんの方も一生懸命100%の力を出して頑張られたんだと思うんですけども、

私としてはそのときに行政の方で、確かに周防夢座さんが民間で商業床を全部やっていくということになっておるんですが、何かしらの手が差し伸べられなかったのかなと。もしひょっとしたら、行政は行政のまた違う角度での切り方というのがあると思うんです。営業の仕方といいますか。そういう形にすればひょっとしたら、ここに、防府市にとどまってくれたかもしれない。だから、そういう形で私としては努力してほしいなと、そう思っているわけでございます。

やはり、一大事業でございます。少しでもいいものを市民も求めて、当然この防府市の執行部の方々から見ても、再開発ビルに本当に少しでもいいものが入ってくれたらいいなと、だれしもが思っていると思うんですが、そういう形で私はこういう思いがあるんですけども、一応そういう思いの中で、これから、今からまたテナントの契約という形に入っていきます。その間の中で、少しでも行政の方で下支えというようなことができないのか、ちょっとこの辺について1点お伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の御質問の件でございますけども、下支え、これは我々もちろん精神的な部分も含めてテナント誘致が成功することを願ってやまないのはもう明らかでございますけども、さっき市長が答弁申し上げましたように、直接のテナントの誘致、そういった作業というんですか、そういったことはやはり周防夢座さんの方で主体的にお取り組みになるべきことというふうに認識しております。それを側面的というんですか、間接的にはもちろん行政の方としてもビル全体の構想を考える中では成功させていただきたい事業でございますので、側面からまたということで支援はいといたしませんし、これからもそういった方向でバックアップというんですか、側面的な協力、支援はしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） 一応、できれば市長さんにお聞きしたいんですが、これは性格はちょっと違うと思うんですが、やはり今まで歴代の市長さんたちも企業の誘致とかそういうときに、やはり何がしかの願いに行かれたり、営業に行かれたりというようなことも、私いろんな方々にお聞きしました。そういうことで、ぜひ今からでも十分成果が上がると思いますので、できましたらそういうことにも触れていただきたいと、ひとつ要望をいたしておきます。

もし何かあれば市長さん、御答弁お願いしたいんですが。難しいですかね。ない。はい、わかりました。

とにかくみんながいいものをつくりたいと思っているんですから、ぜひ一丸となって頑張らしましょう。

3点目に入ります。先ほど既存のバスとか交通手段がある、そして道路の事情もいいよと、中心市街地はですね、というような御答弁でございましたけども、実際、今サティの状況を見てもらったら少しわかるんじゃないかなと思いますけど、やっぱり土日、そして平日でも買い物が一番ピークに達するようなときだと、車の事情が僕はいいと思えないです。バスについても今、本当はコミュニティバスとかの問題もございしますが、便がそんなにあると思えないんですよね。そういう中でまちに集客を図ろうと、本当にできるのかなと。私としてはこれ研究していただきたいと思うんです。実際、まだ再開発ビル、サティ、その中に複合していく公共公益施設、これがどれぐらいの集客力が予想できるのか、こういう数字もまだ上がってないと思うんですよね。

だから、ぜひとも研究していただきたいと思うんですが、前も12月議会で御答弁ありましたけど、研究会が発足されて コミュニティバス等々の交通アクセスの問題ですよね、実際今、これ、どれぐらいのペースでやられて、今後どういうふうなスケジュールでこの研究会を導いていかれるのか。まずこの辺ちょっとお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 昨年の12月議会でお答えしましたように、17年度において研究するというふうにお答え申し上げております。このコミュニティバスにつきましては、いわゆる合併の検証等々の中で、あるいは議員さんの一般質問の中で出てきたことでございますので、17年度におきまして他市のコミュニティバスの状況、あるいは実際に県内を中心にそういったことについて調査にお伺いして、検討していきたいということでございます。したがって、何度も申しますが、17年度においてその対応に臨んでいきたい、そのように思っております。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） 交通アクセスという問題は非常に難しい問題ではありますが、絶対避けて通れない問題だと思うんです。だから、ぜひこの問題の解決がまた再開発の成功、不成功というものにももろに影響してくると思いますので、ぜひ早急な解決をお願いして、要望いたします。

最後、4番目になります。私も実は先日ちょっと東京に行く用事がありまして、びっくりしたのが、本当に夜のまちの様相がすごくがらっと変わって、幻想的な、例えば銀座とか、あとお台場、またあと新宿のアルタ前とか、青山通りというようなところも何か今から発光ダイオードがずっと道沿いに続くような、そういう都市環境の整備をやるとい

うような計画もあるみたいですけども、非常に心が和みます。それと対称的に防府市を比べたときに、このようなものが何かあるのかなと、実際思った次第でございまして、また、この発光ダイオードも実に経済的でもあり、またすばらしい光源であると。そういうところから今の都市環境の近未来型といいますか、そういう整備に非常に重宝されているものでございます。

ちょっと1点だけ伺いますんですけども、こういう発光ダイオードを使った施設といいますか、ものというのが今、防府市の中にあるのか。この辺をひとつお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部理事。

都市整備部理事（谷本 勝利君） お尋ねの発光ダイオードを使ったビル関係につきましては、まことに申しわけございませんが、今のところ掌握いたしておりません。市の施設として、今、駅前の南北の広場がございまして。この南北の広場のてんじんぐちの駅前交番の前からみなとぐちのサティさんのちょうど中ごろになろうと思いますが、ここに親水の水路がございまして。この水路の縁に、今ソーラーパネルを使った発光ダイオードを使って蛍の光のイメージをした施工をいたしておるところが、今のところ、私の記憶ではこのぐらいだろうというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） はい、わかりました。本当にインターネットとか開いても、発光ダイオード、都市環境の整備とか、こういうタイトルで入れたらば一っと出てきます。いろんなそういうような発光ダイオードを使った都市空間というのに、その町々で取り組まれている。ぜひこういうのを参考にされまして、まだまだその辺の詳細的な設計も済んでないと聞いたものですから、少しでも取り入れてもらって、若い人が集えるような場所をつくっていただきたいなと思ひまして、ちょっと触れてみました。ぜひ前向きに取り入れていただきまして、要望いたしまして、質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、3番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れ様でございました。

午後 2時21分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 1 7 年 3 月 8 日

防府市議会議長 久 保 玄 爾

防府市議会議員 原 田 洋 介

防府市議会議員 河 杉 憲 二